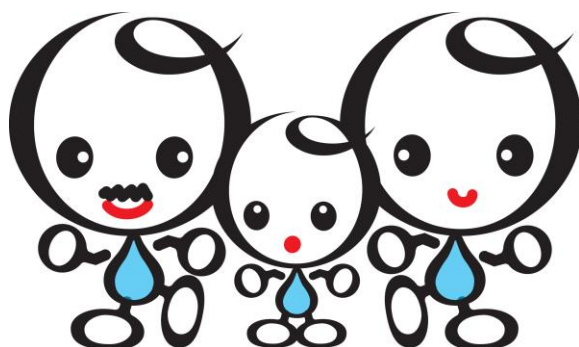


第4次おいらせ町男女共同参画プラン

第4次おいらせ町DV (配偶者等からの暴力)対策基本計画





自分らしく 一人ひとりが輝くまち

共にささえあい暮らす 笑顔あふれるまち

おいらせ町では、平成 20 年に「第 1 次男女共同参画プラン」を策定以来 2 度の改訂を行いながら 15 年間にわたり、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策に取り組んできました。

平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、設定された持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴールのうち、ゴール 5 では「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられています。令和 5 年 6 月に世界経済フォーラムが発表した「Global Gender Gap Report」（世界男女格差報告書）によると、日本のジェンダーギャップ指数は 146 カ国中 125 位という結果となり、依然として男女間の格差が埋まっていないことが示されました。

当町においても、令和 5 年 2 月に実施したアンケートでは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別による役割分担という固定観念（固定的性別役割分担意識）は以前より解消されつつありますが、職場や家庭、地域など社会生活の多くの場面で、男女の地位や立場に対する差が依然として残っているという結果となりました。

また、近年、新型コロナウイルス感染症、頻発する大規模災害、地域紛争に端を發した燃料費・物価の高騰など全ての人々にとって困難な状況がもたらされました。特に、女性や子ども、高齢者や障がい者、性的マイノリティ、外国人などの社会的に脆弱な立場におかれがちな人々が大きな影響を受けていると言われています。

この度、現行の第 3 次プランが計画期間を終えることから、このような社会情勢の変化に対応し、これまでの取組の成果や課題、国の第 5 次男女共同参画基本計画や県の第 5 次あおり男女共同参画プランを踏まえ、「第 4 次おいらせ町男女共同参画プラン」を策定しました。併せて、男女共同参画と関連が深い「第 4 次おいらせ町 DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」も策定しました。

当プランでは、目指す姿を「自分らしく 一人ひとりが輝くまち 共にささえあい暮らす 笑顔あふれるまち」とし、「性別にかかわらず一人ひとりが活躍できる環境づくり」「安心して暮らせる社会づくり」「男女共同参画社会の基盤づくり」の 3 つの基本目標を掲げ、互いに尊重し、支え合える男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくこととしています。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました男女共同参画推進会議委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、男女共同参画社会の実現に向け、今後ともより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月

おいらせ町長 成 田 隆

目 次

§ おいらせ町男女共同参画プラン

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画の基本的な考え方.....	3
(1) 策定の趣旨.....	3
(2) 計画の性格と策定の方針.....	3
(3) 計画の期間.....	4
2 背景	4
3 SDGs との関連	6
第2章 計画の内容	7
1 基本的方向.....	7
(1) 目指す姿.....	7
(2) 基本目標.....	7
2 計画の体系.....	8
3 重点目標と施策	10
基本目標1 性別にかかわらず一人ひとりが活躍できる環境づくり	10
基本目標2 安心して暮らせる社会づくり.....	26
基本目標3 男女共同参画社会の基盤づくり.....	39
§ おいらせ町DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画	
第1章 基本的な考え方	47
1 計画策定の趣旨	47
2 計画の性格と策定の方針	48
3 計画の期間.....	48
4 計画の対象.....	48
第2章 計画の内容	49
1 現状と課題.....	49
2 重点施策.....	56
基本目標1 暴力を許さない社会づくりの推進.....	56
基本目標2 被害者の安全確保と自立支援.....	60
基本目標3 相談体制の充実と関係機関の連携.....	62
参考資料	65

第4次おいらせ町男女共同参画プラン

計画期間 : 令和6年度 ~ 令和10年度

令和6年(2024年)3月

政策推進課

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

男女共同参画社会とは、『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』（男女共同参画社会基本法第2条）です。

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を策定し、その後、基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」を策定しました。青森県も平成12年に「あおもり男女共同参画プラン21」を策定後、改定や見直しを行い、令和4年に「第5次あおもり男女共同参画プラン」を策定しました。

当町においても更なる男女共同参画の実現を目指し、平成21年に「第1次おいらせ町男女共同参画プラン」、平成26年に「第2次プラン」、平成31年に「第3次プラン」策定しました。

第3次プランの計画期間である5年間のうちに、少子高齢化の進行、労働力人口の減少、ライフスタイルや価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症や大規模災害の頻発、デジタル化の進展等、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

第3次プランの計画期間が終了することに伴い、これらを踏まえた見直しを行い、『第4次おいらせ町男女共同参画プラン』を策定します。

(2) 計画の性格と策定の方針

- ① 更なる男女共同参画社会の実現に向けて、町民・事業者・行政等が一体となっ
て行う施策の基本方針と具体的な方向性について示すものです。
- ② 町男女共同参画推進会議の「提言」を含め、広く町民から寄せられた意見を尊
重して策定します。
- ③ 男女共同参画社会基本法に基づいた、県の「第5次あおもり男女共同参画プラ
ン」の理念と共通したものとします。
- ④ 町総合計画との整合性を図るとともに、施策全般について、男女共同参画の視
点から課題別に体系化して位置づけます。
- ⑤ 平成27年から施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
(以下、女性活躍推進法)」に基づく「市町村推進計画」と一体的に策定します。

(3) 計画の期間

計画期間は令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)の5年間とします。なお、今後の社会経済情勢等の変化により、必要に応じ見直しを図っていくものとします。

2 背景

我が国においては、昭和20年に公職選挙法の改正により女性の参政権が認められ、昭和22年に日本国憲法が施行されて以来、男女平等が保障されることとなり、女性の地位は飛躍的に向上しています。また、昭和31年には国際連合への加盟が実現し、さらに取組を進めてまいりました。

その後、昭和50年の国際婦人世界会議を契機に、女性の地位向上をめざす活動は活発になりました。昭和60年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准により、国の動きも活発化し、基本的な法制度の整備等の大きな枠組みづくりが、平成7年の第4回女性会議以後、取り組まれてきました。また、平成9年には、「男女共同参画審議会」が設置され、推進体制の強化が行われました。さらに、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題の一つと位置付けられました。平成12年に「男女共同参画基本計画」を策定後、5年ごとに策定を行い、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」を策定しています。

また、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されるとともに、平成28年度には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」、及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」の改正により、働く人が性別により差別されることなく、仕事と家庭を両立できる社会(ワーク・ライフバランス)を実現することで、能力を十分に発揮できる雇用環境の整備に取り組んでいます。

県では、平成12年に「あおもり男女共同参画プラン21」を策定し、翌年に「青森県男女共同参画推進条例」を公布・施行して以降、国の基本計画の策定に合わせ、県内の状況を踏まえつつ、令和4年に「第5次あおもり男女共同参画プラン」を策定しています。

当町では、これまで国や県の取組やプランを勘案し、男女共同参画社会の実現に向け、平成21年に「第1次おいらせ町男女共同参画プラン」、平成26年に「第2次プラン」、平成31年に「第3次プラン」を策定し、理解促進に取り組んで来ました。

しかし、令和元年末から世界中に感染が広まった新型コロナウイルス感染症は、

人々の生命や生活、経済、社会等に大きな影響を与え、とりわけ女性や社会的弱者に大きな影響を及ぼしました。また、外出自粛や人と人との接触を控えるなど、「第3次プラン」に搭載した施策等を実施することが困難な状況でもありました。

また、令和5年2月に実施した町民アンケート調査においては、依然として男性優位の社会であるという意見が多く、町政全般にわたって、男女共同参画施策について総合的な調整機能や推進体制の整備等の必要性が求められていて、より現状に即した取組が必要です。

おいらせ町イメージキャラクター
「おいらくん」



3 SDGsとの関連

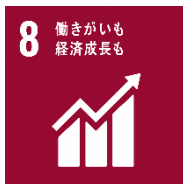
持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのうち、以下の各項目が本計画と関連が深いものとして挙げられます。本計画においても、SDGsの目標を踏まえ各施策を推進します。



誰もが健康に過ごせる環境づくりと健康支援に取り組みます。



誰もが性別にかかわらず、人権が守られ、平等に機会を与えられるよう社会づくりを推進します。



誰もが安心して、働きがいを持てる労働環境づくりを促進します。



誰もが不平等・不公平のない社会づくりに取り組みます。



誰もが安心して暮らせる公正な社会を目指し、暴力を許さない社会づくりを推進します。



行政、町民、企業、団体、学校等の様々な立場の人のパートナーシップにより目標達成を目指します。

第2章 計画の内容

1 基本的方向

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いを認め合い、その人権を尊重することが重要です。

「男女共同参画社会基本法」の前文には、「その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている」とあります。また、女性活躍推進法の制定により、女性が活躍できる社会の推進に力を入れていく必要があります。

この計画では、目指す姿や基本目標を次のとおり定め、様々な分野で施策を推進していきます。

(1) 目指す姿

自分らしく 一人ひとりが輝くまち
共にささえあい暮らす 笑顔あふれるまち

(2) 基本目標

男女共同参画を推進するために、男女それぞれが意識を変えていくことは容易なことではなく、社会の常識や環境も合わせて改善していかなければなりません。本プランを広く理解してもらえるよう、県の「第5次あおもり男女共同参画プラン」の理念と整合性を図り作成します。

本計画における基本目標は、次の3つとします。

基本目標1 性別にかかわらず一人ひとりが活躍できる環境づくり

基本目標2 安心して暮らせる社会づくり

基本目標3 男女共同参画社会の基盤づくり

2 計画の体系

目指す姿	基本目標	重点目標
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 自分らしく一人ひとりが輝くまち 共にささぐえあい暮らす 笑顔あふれるまち </p>	<p>1 性別にかかわらず 一人ひとりが活躍 できる環境づくり</p>	<p>1 あらゆる分野における女性の参画拡大</p> <p>2 仕事と生活の調和</p> <p>3 地域における男女共同参画の推進</p>
	<p>2 安心して暮らせる 社会づくり</p>	<p>4 誰もが安心して暮らせる環境の整備</p> <p>5 男女共同参画の視点に立った防災対策</p> <p>6 あらゆる暴力の根絶</p> <p>7 生涯を通じた健康支援</p>
	<p>3 男女共同参画社会の 基盤づくり</p>	<p>8 人権の尊重と男女共同参画社会への意識づくり</p>

施策の方向	具体的施策
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	●附属機関等委員への女性の参画拡大 ●公募委員の募集における、男女のバランスへの配慮
(2) 雇用等における男女共同参画の推進 ※	●男女共同参画プランの周知 ●女性の資格取得の支援 ●女性デジタル人材の育成
(3) 女性リーダーの育成 ※	●研修や学習機会の提供と参加呼びかけ
(4) 家庭内での男女共同参画の推進	●男性の家事、子育て、介護等への参画促進 ●男性の育児休業等子育て関連休暇制度及び介護休暇、休業の活用促進 ●男性向けイベントの実施や相談体制の充実
(5) 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止	●関係法令、制度や相談窓口の周知
(6) 仕事と家庭の両立に関する理解・普及 ※	●ワーク・ライフ・バランスの周知 ●労働環境に関する相談窓口の周知 ●育児休暇・介護休暇の取得呼びかけ ●子育てを支援する制度の充実・周知 ●家族経営協定の周知 ●介護を支援する制度の体制確保・周知
(7) 地域の活動における男女共同参画の取組を促進	●地域活動における男女共同参画の推進
(8) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して生活できる環境の整備	●誰にとっても理解しやすい刊行物の作成 ●障がい者の相談支援事業の実施 ●いきいきサロンの周知、参加呼びかけ ●介護保険制度の周知 ●外国人への情報提供や相談窓口の周知 ●認知症の理解を深めるための普及啓発 ●介護予防教室、みんな集まれ！おいらの100歳体操等の周知
(9) 個々の世帯の状況に応じた支援	●福祉サービスの相談窓口の周知
(10) 出産・子育てにやさしい環境づくり	●乳幼児訪問 ●妊娠出産に関する母子保健の充実 ●各種医療費制度の経済的負担軽減 ●ファミリーサポートセンターの周知と利用促進 ●保育環境の充実 ●相談窓口の周知（出産・子育て・教育）
(11) 防災における男女共同参画の推進	●男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の開催と取組の周知
(12) 暴力根絶のための意識啓発推進	●広報やホームページ等を活用した、DV等防止の意識啓発 ●DV等の被害者保護のための、住民基本台帳事務による支援措置の実施 ●インターネットの適切な利用に関する普及啓発
(13) 相談体制の整備・周知・充実	●DVに関する相談窓口の周知 ●被害者の自立支援 ●庁内及び外部機関等関係各所の連携強化 ●高齢者虐待防止ネットワークの構築 ●虐待に対する通報・相談窓口の周知（高齢者・障がい者）
(14) 生涯を通じて誰もが健康に過ごせる環境づくりと健康支援	●思春期から更年期にかけての健康教育や相談の充実 ●性別特有の疾病予防
(15) 男女共同参画社会に向けた啓発活動の充実	●県男女共同参画センター事業の積極的活用 ●研修等の参加呼びかけ ●リーフレット等の配布
(16) 男女共同参画に関する法律、制度の理解促進及び相談体制の充実	●定期的な人権相談の実施 ●人権教室における情操教育の充実 ●法律や制度の周知
(17) 性の多様なあり方に対する理解の促進	●性的マイノリティへの理解促進 ●パートナーシップ宣誓制度の周知
(18) 子どもの頃からの男女共同参画意識の定着	●町内学校への人権教室開催の推進 ●人権標語・作文への参加呼びかけ
(19) メディアを通じた男女共同参画の推進	●メディアリテラシーの周知 ●性差別につながる表現の推進

※女性活躍推進法関連施策

3 重点目標と施策

基本目標 1 性別にかかわらず一人ひとりが活躍できる環境づくり

重点目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大

【現状と課題】

- 第3次おいらせ町男女共同参画プラン（以下、「第3次プラン」という。）において、附属機関における女性委員の登用率を、令和5年時点で40.0%とすることを目標に定めていましたが、令和4年4月時点で31.1%にとどまっています。
- 国・県ともに審議会等委員に占める女性の目標を40%以上、60%以下と定めていますが、国は令和2年時点で40.7%、県は令和3年4月時点で32.8%となっています。
- 働く意欲のあるすべての人が、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮でき、多様で柔軟な働き方ができる雇用環境や、社会の一員として家庭や地域において、それぞれが役割を果たし、相互の協力と必要な支援の下で、生きがいを感じながら活躍する社会を実現していくことが重要です。
- 女性活躍のための就労支援、経済的自立、デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消等を目的に、就労に直結するデジタルスキルを身につけた女性デジタル人材の育成が必要です。
- 性別にかかわらず、政治、行政、経済、文化等、社会のあらゆる分野において、個性と能力を十分に発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現のためには、現在、男性が中心となりがちな政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、多様な視点を反映させる必要があると考えています。

施策 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

行政における政策・方針決定過程に女性の意見を広く反映させるため、町が設置する審議会等の委員への女性の登用を推進します。

具体的施策

- ① 附属機関等委員への女性の参画拡大
- ② 公募委員の募集における、男女のバランスへの配慮

重要業績評価指標（KPI）

施策1 附属機関等委員への女性の参画拡大の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

●町附属機関における女性の登用率

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
32.3%	31.1%	40.0%

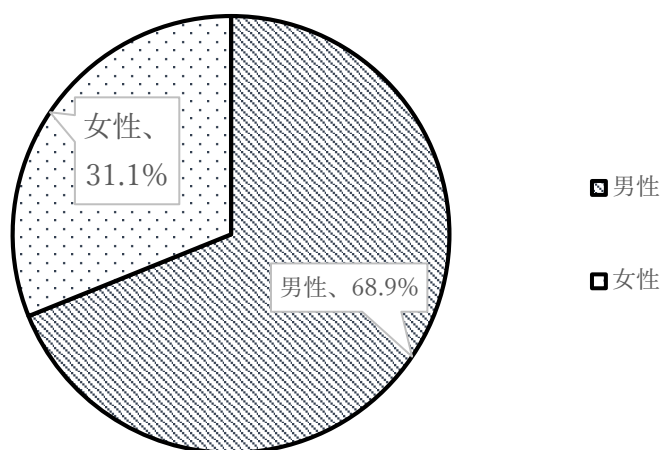
（資料：おいらせ町総務課）

●公募委員のうち女性公募委員の割合

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
—	40.0%	50.0%

（資料：おいらせ町総務課）

<町附属機関における女性委員の割合>



施策2 雇用等における男女共同参画の推進

関係法令・制度の周知啓発等を通じて、雇用における男女間の機会均等を促進するとともに、多様で柔軟な働き方の普及啓発を図ります。

また、女性の就労に直結するデジタルスキル習得とデジタル分野への就労の支援を行います。

具体的施策

- ① 男女共同参画や女性活躍推進の周知啓発
- ② 女性デジタル人材の育成とデジタル分野への就労の支援
- ③ 女性の資格取得への支援

重要業績評価指標（KPI）

施策2 雇用等における男女共同参画の推進の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

●制度等の啓発回数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
0 回	2 回	2 回

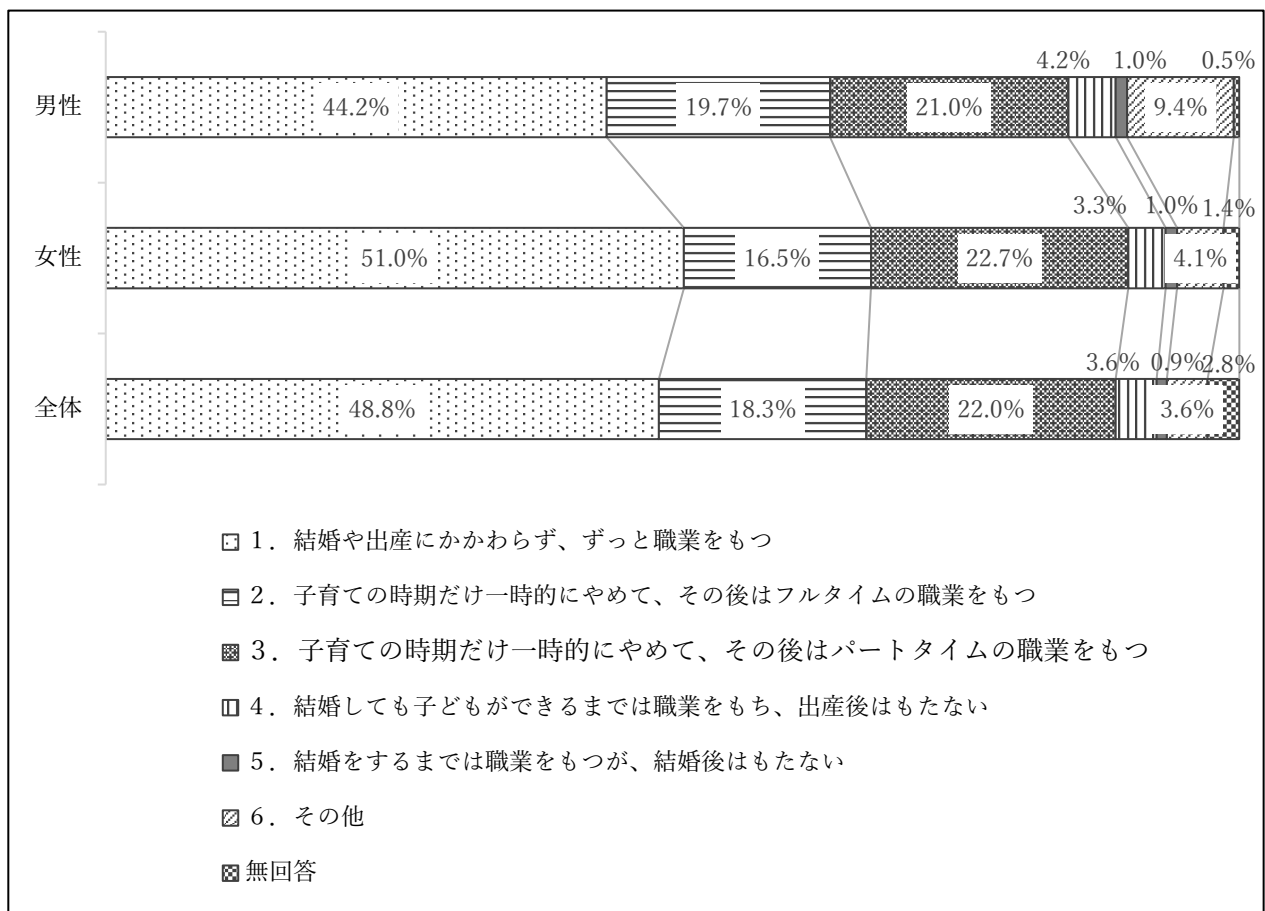
●女性デジタル人材育成のための講習会等を実施した回数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
—	—	1 回

●女性デジタル人材育成のための講習会等を受講した人数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
—	—	10 人

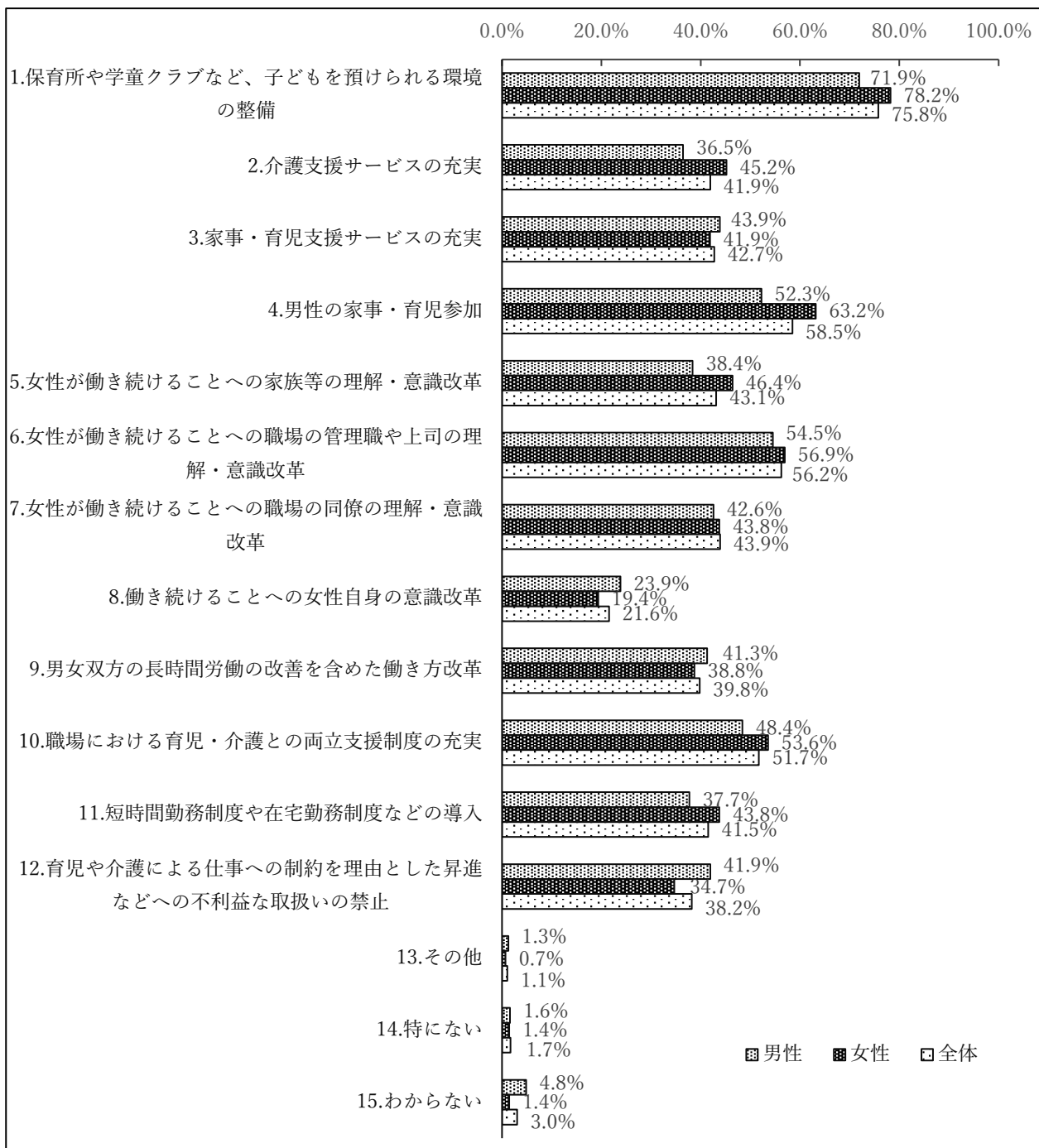
問) あなたが理想だと思う女性の働き方はどれですか。ひとつ選んでください。



〔令和 5 年 2 月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より〕

→女性で「結婚や出産にかかわらず、ずっと職業をもつ」ことを理想とする割合が高くなっています。全体でも 48.8%と前回の平成 30 年 2 月調査の 41.7%よりも高くなっています。

問) あなたは、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思いますか。あてはまるものを1～13の中からいくつでも選んでください。



[令和5年2月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より]

→一番多かったのは、前回の平成30年2月調査と同じく「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」でした。二番目に多かったのは、前回は「女性が働き続けることへの職場の管理職や上司の理解・意識改革」でしたが、今回は「男性の家事・育児参加」でした。

施策3 女性リーダーの育成

地域における女性リーダーの育成を目的とした学習機会を提供し、地域社会に参画する女性の活躍を推進します。

具体的施策

- ①女性リーダー育成のための学習機会の提供

重要業績評価指標（KPI）

施策3 女性リーダーの育成の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

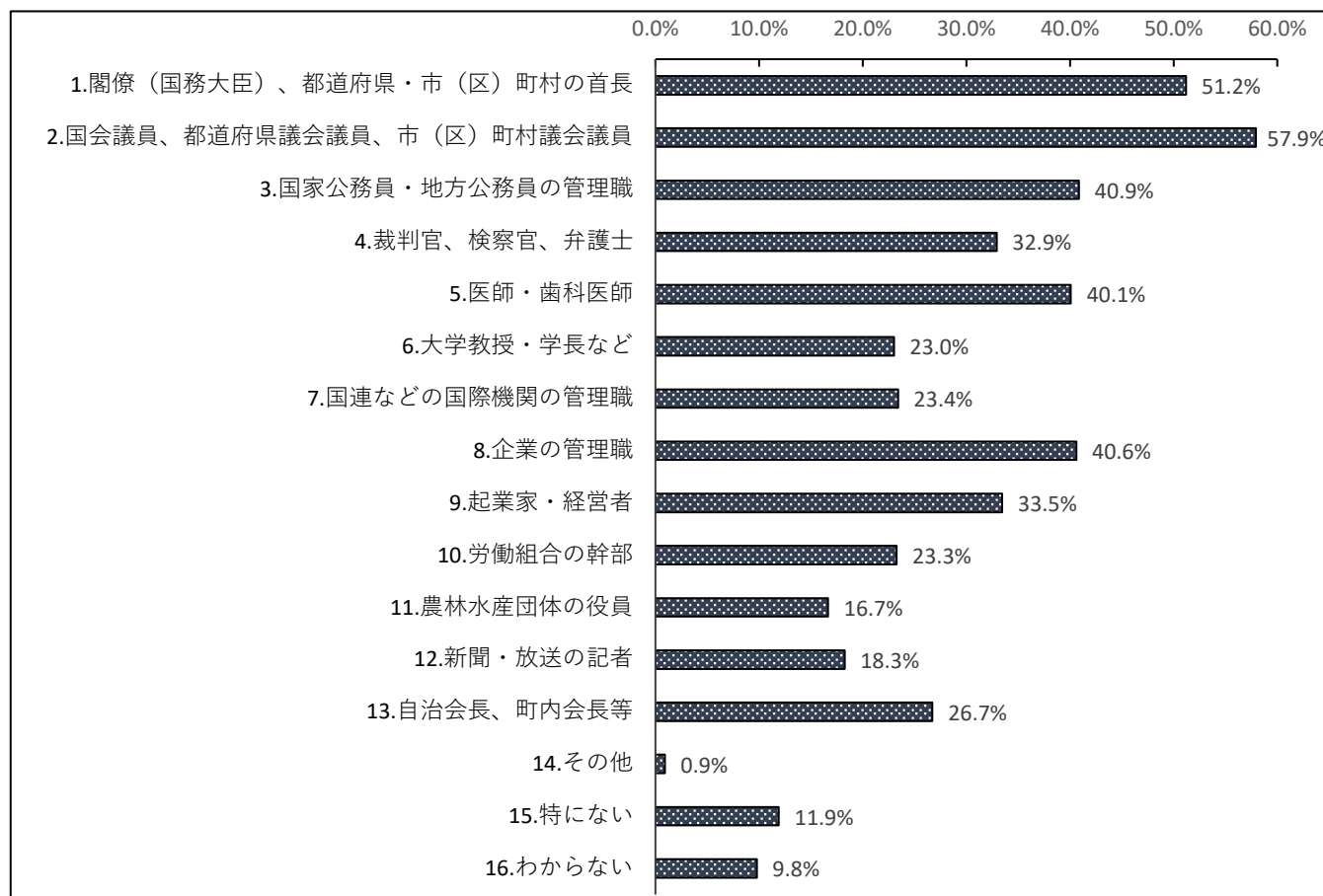
- 女性リーダー育成のための研修会等の周知回数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
1 回	2 回	2 回

- 女性リーダー育成のための研修会等への参加者数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
—	1 人	3 人

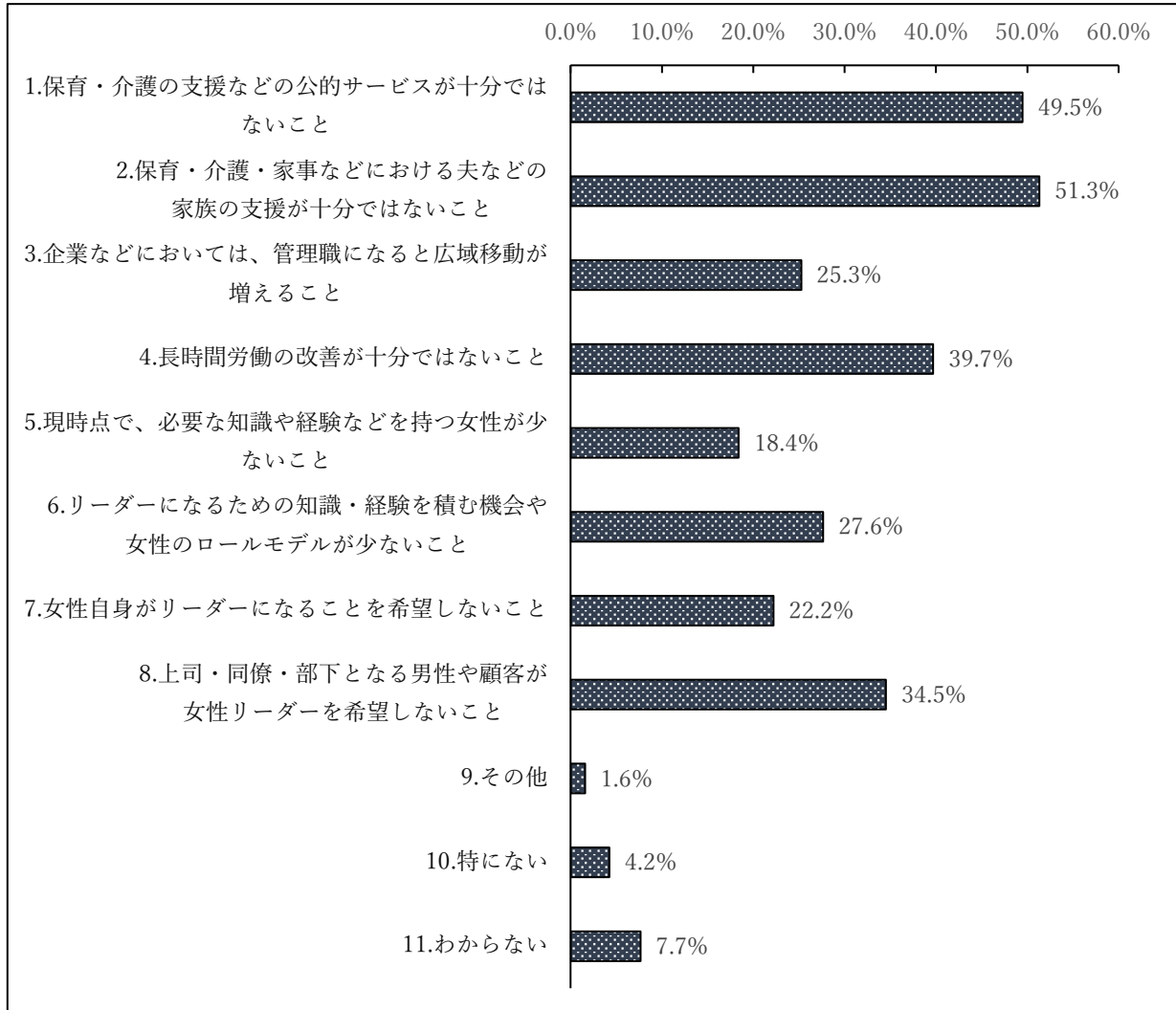
問) あなたが、次にあげよう職業や役職において、今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。あてはまるものを1～14の中からいくつでも選んでください。



〔令和 5 年 2 月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より〕

→閣僚、都道府県・市町村の首長及び国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員で女性が増えてほしい割合が50%を超えています。

問) あなたは、政治・経済などの各分野で女性リーダーを増やすときに障害となるものは何だと思えますか。あてはまるものを1~9の中からいくつでも選んでください。



〔令和5年2月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より〕

→上位の項目は「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと」があげられています。

重点目標2 仕事と生活の調和

【現状と課題】

- アンケート調査において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との問いに、「賛成・どちらかといえば賛成（賛成）」が26.9%、「反対、どちらかといえば反対（反対）」が60.7%という結果となりました。平成30年2月のアンケート結果では賛成37.6%、反対46.5%であったことから、意識に大きな変化が見られました。
- アンケート調査において、家事、育児、介護における夫婦の役割分担について、理想と現実に大きなギャップがありました。
- アンケート調査において、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現された社会に近づくための企業による取組として、給料を上げる、育児休業・介護休暇を取りやすくする、無駄な業務・作業をなくす等が必要だとの意見が多くありました。
- 働くことを希望する人が、性別や様々な事情により働くことをあきらめることなく、その能力を十分に発揮できることが重要です。
- 男性が子育てや家事に関わっていないことが女性の継続就業を困難にし、少子化の一因となっている現状があるとされています。
- 働き方改革関連法や女性活躍推進法の施行により、企業において法に基づく取組が求められており、長時間労働の是正や年次休暇の確実な取得等、ワーク・ライフ・バランスを実現することが重要です。

施策4 家庭内での男女共同参画の推進

職業生活と家庭生活の両立や女性の職域における活躍推進のため、男性の家事・子育て・介護等への参画を促進するための取組を行います。

具体的施策

- ① 男性の家事、子育て、介護等への参画促進
- ② 男性の育児休業等子育て関連休暇制度及び介護休暇、休業の活用促進
- ③ 男性向けイベントの実施や相談体制の充実

重要業績評価指標（KPI）

施策4 家庭内での男女共同参画の推進の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

- 家庭生活において「男女の地位が平等である」と思う割合

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
37.0%	44.7%	50.0%

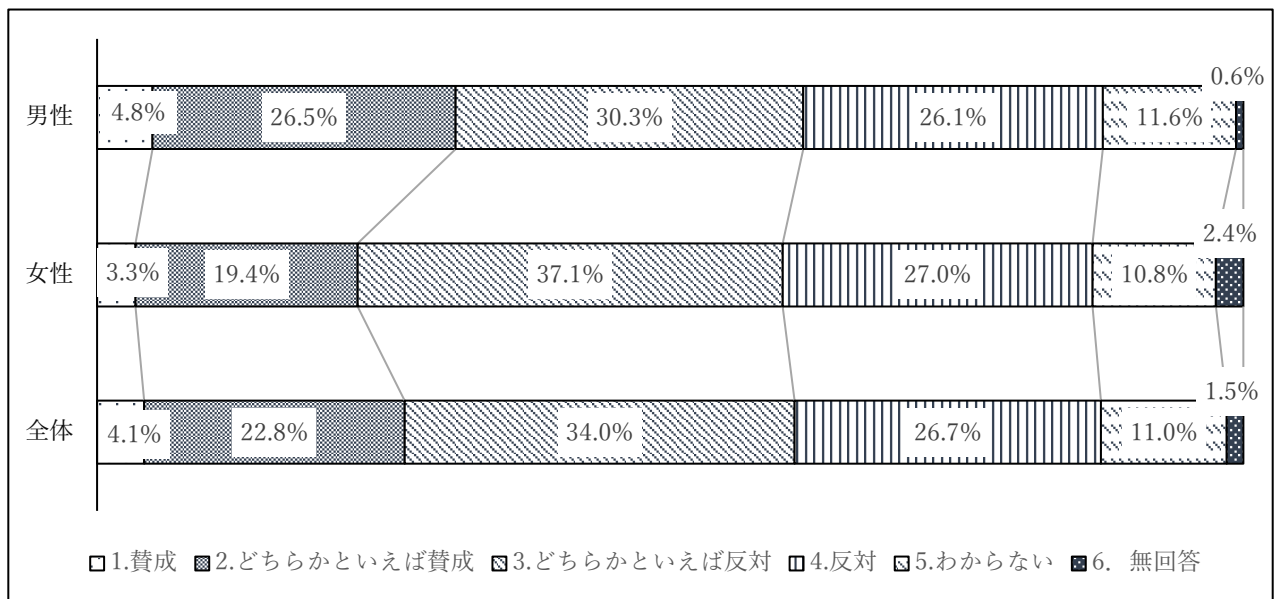
●広報等での周知回数

平成 29 年度	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
0 回	1 回	1 回

●男性向けイベント等の実施回数

平成 29 年度	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
6 回	0 回	1 回

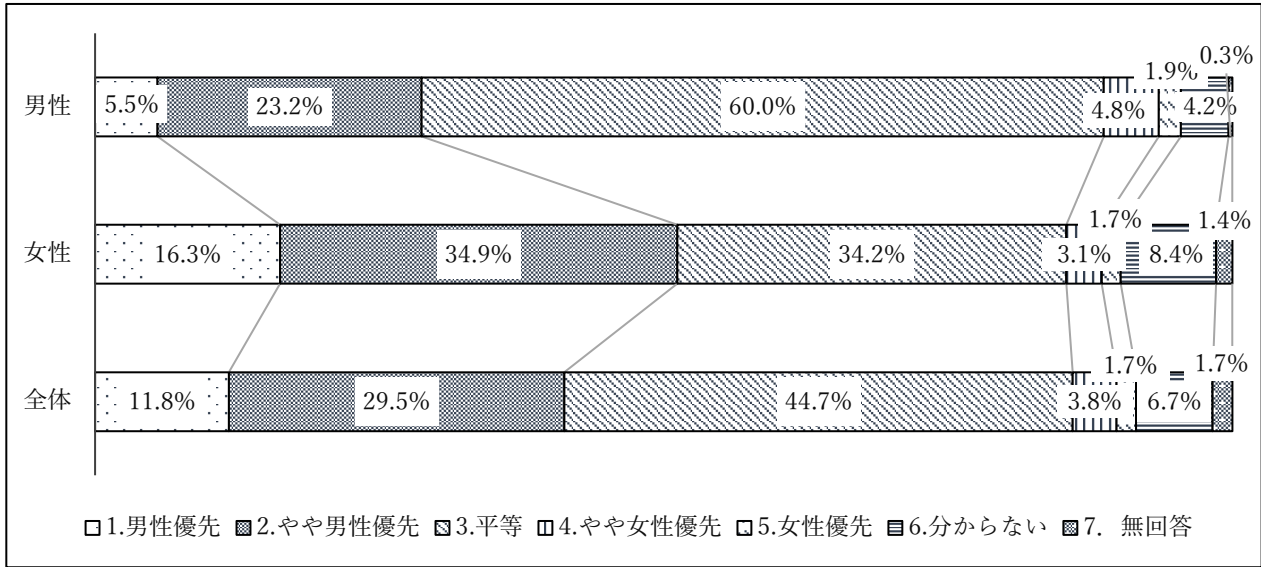
問)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどのように思いますか。ひとつ選んでください。



[令和 5 年 2 月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より]

→「どちらかといえば反対」と「反対」の合計が、平成 30 年 2 月調査の 46.5%から 60.7%と増加しています。

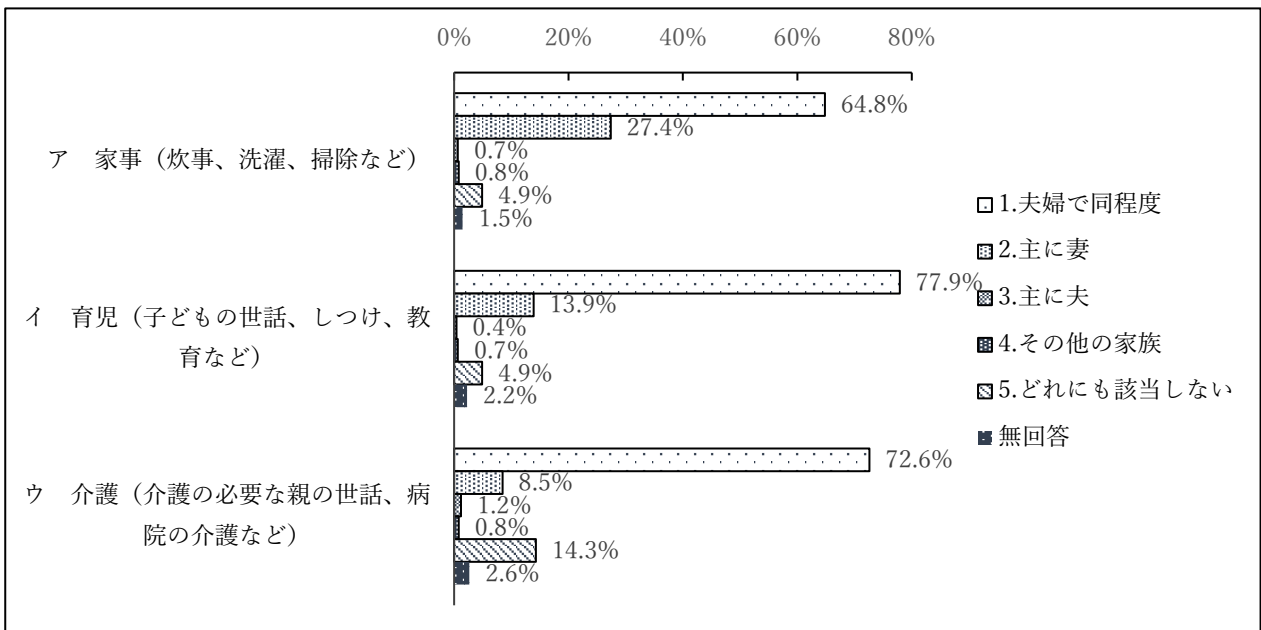
問) あなたは、家庭において、男女の地位が平等になっていると思いますか。



〔令和5年2月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より〕

→家庭において、男性は60%が「平等」であると思っているが、女性は34.2%と25.8ポイントの開きがあります。

問) あなたは、次のアからウについて、どのように分担するのがよいと思いますか。それぞれの項目について、1~5の中からひとつ選んでください。

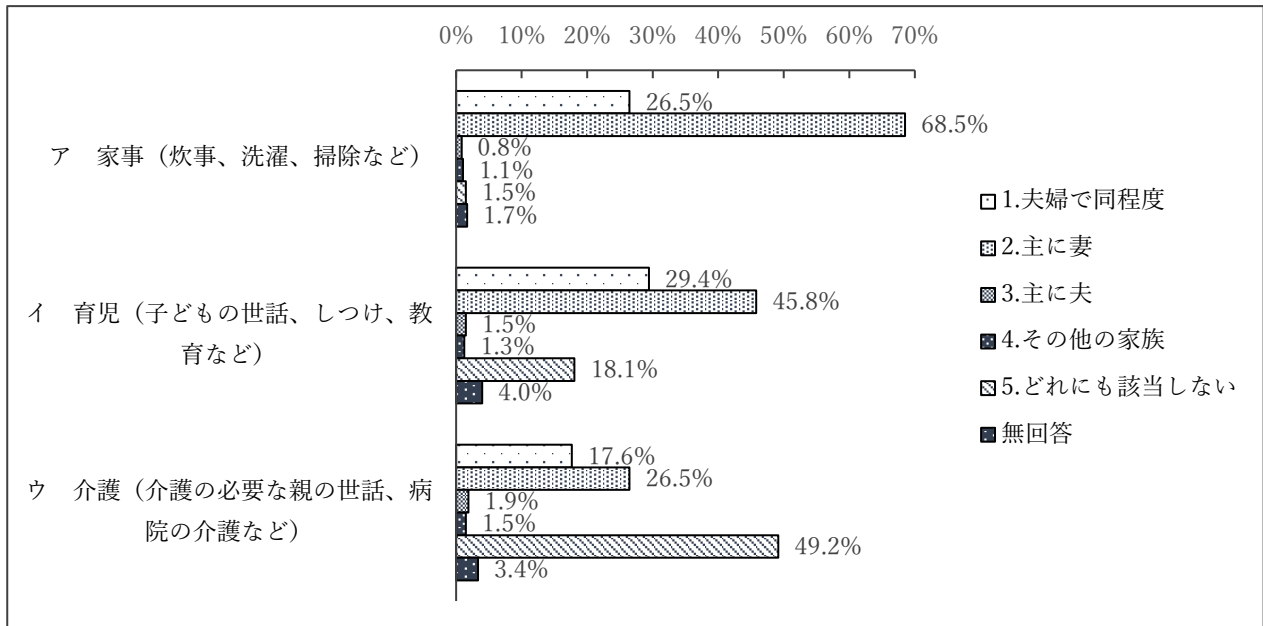


〔令和5年2月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より〕

→家事、育児、介護のどの分野でも「夫婦で同程度」の分担がよいという割合が60%を超えています。

問) 現在結婚されている方(事実婚を含む)にお聞きします。

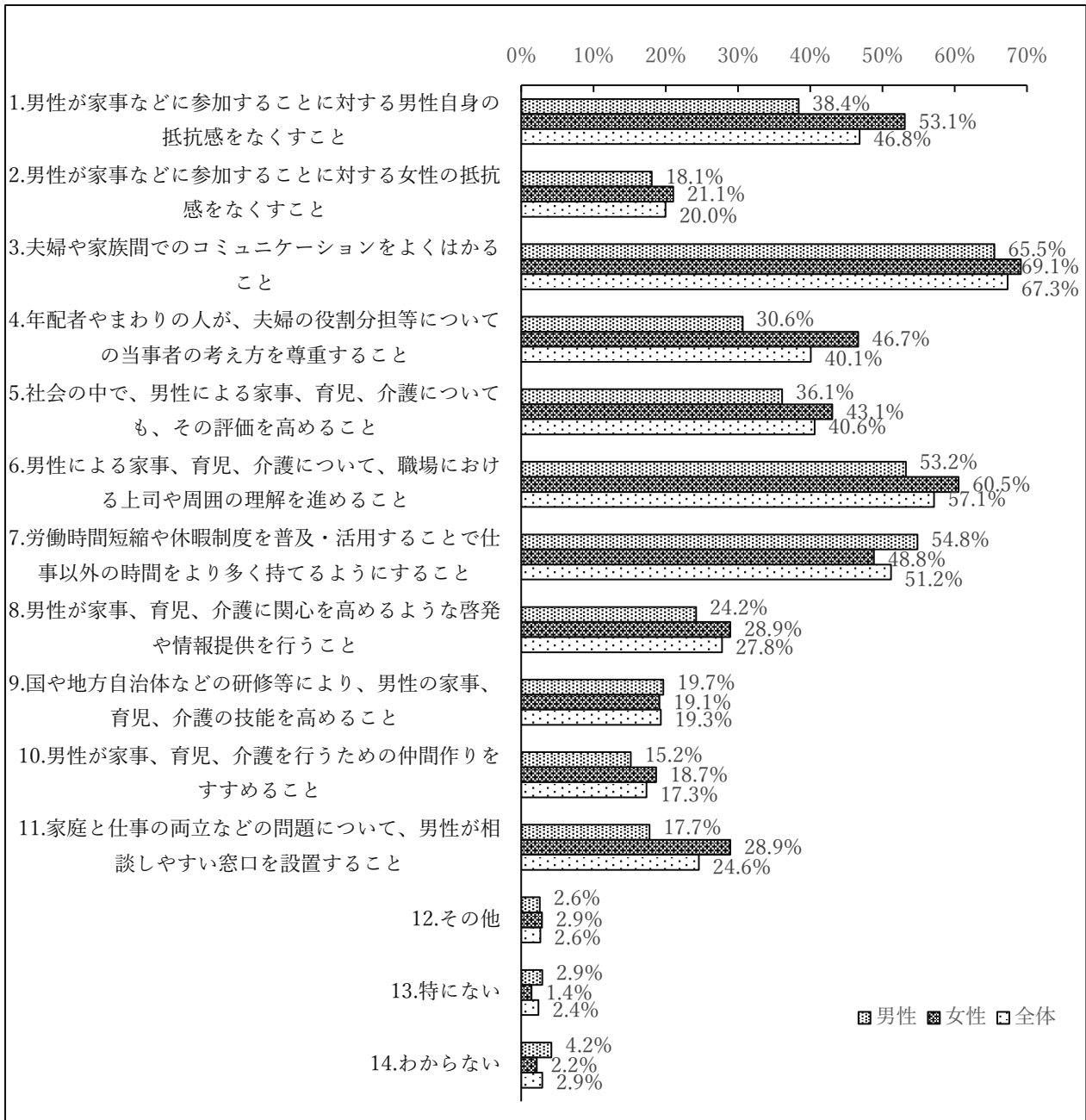
あなたの家庭では、次のアからウについて、主にどなたが担当していますか。それぞれの項目について、1~5の中からひとつ選んでください。



[令和5年2月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より]

→家事、育児、介護のどの分野でも妻が夫より主で行う割合が高くなっています。特に家事については、最も開きが大きくなっています。

問) あなたは、今後、男性が家事、育児、介護に積極的にに関わり、役割を分担していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものを1～11の中からいくつでも選んでください。



[令和5年2月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より]

→平成30年2月調査では上位3項目に入っていなかった「男性による家事、育児、介護について、職場における上司や周囲の理解を進めること」が上位になっています。

施策5 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントや就職活動中の学生に対するハラスメントを防止するための関係法令・制度や相談窓口について周知啓発します。

具体的施策

- ① 関係法令・制度や相談窓口の周知

重要業績評価指標（KPI）

施策5 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

●広報等での周知回数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
1 回	0 回	1 回

施策6 仕事と家庭の両立に関する理解・普及

各種広報媒体を活用した、ワーク・ライフ・バランスの実践例や雇用管理の関係法令・制度の周知啓発等により、事業者の正しい理解の促進を図ります。

男性の家事・育児参画意識醸成ための啓発と男性の育児休業制度について企業に対し周知を図ります。

出産・子育て・介護等により離職した者の再就職や起業の支援、雇用によらない働き方等における就業環境の整備を促進します。

具体的施策

- ① ワーク・ライフ・バランスの周知
- ② 育児休暇、介護休暇の取得呼びかけ
- ③ 家族経営協定の周知
- ④ 労働環境に関する相談窓口の周知
- ⑤ 子育てを支援する制度の充実・周知
- ⑥ 介護を支援する制度の体制確保・周知

重要業績評価指標（KPI）

施策6 仕事と家庭の両立に関する理解・普及の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

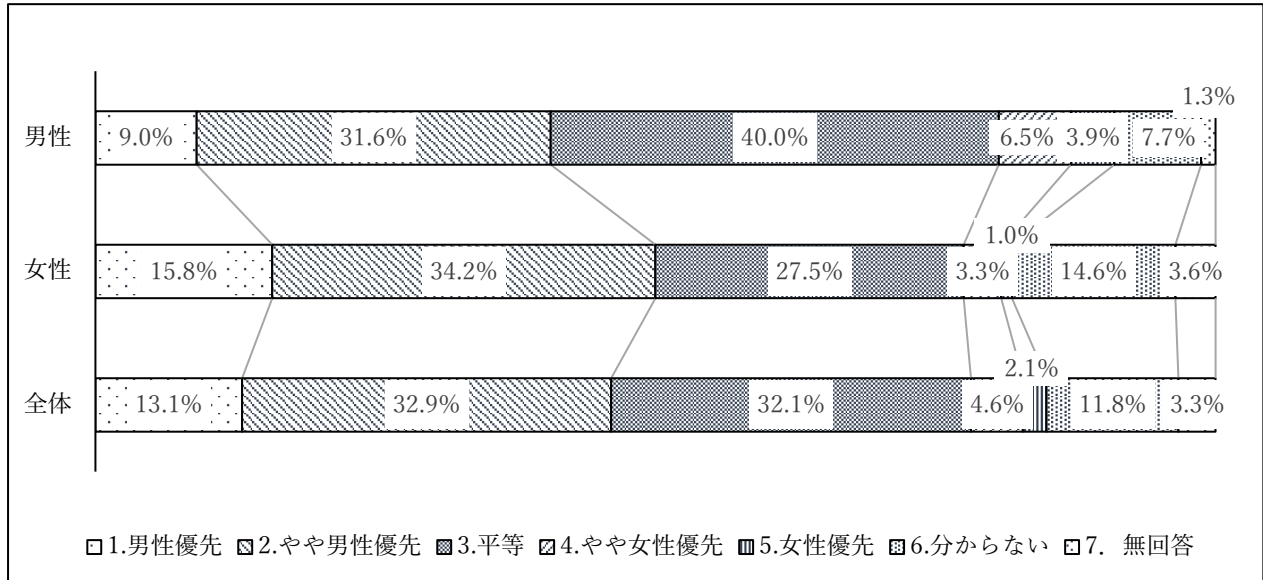
●生活の中で「仕事」の優先度について、「理想」と「現実」のギャップ

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
36.1 ポイント	21.8 ポイント	15.0 ポイント以下

●広報等での周知回数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
—	2 回	2 回

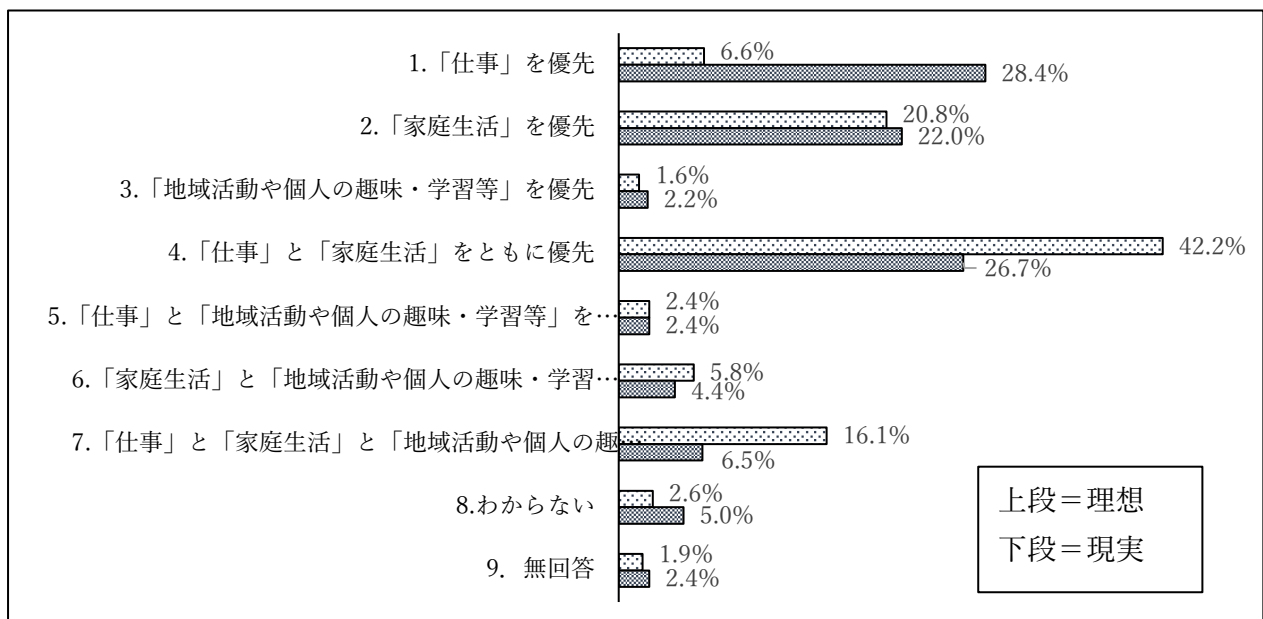
問) あなたは、職場において男女の地位が平等になっていると思いますか。



〔令和 5 年 2 月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より〕

→職場における「平等」は、全体では平成 30 年 2 月調査の 26%から 32.1%と増えていますが、男性と女性では 12.5 ポイントの開きがあります。

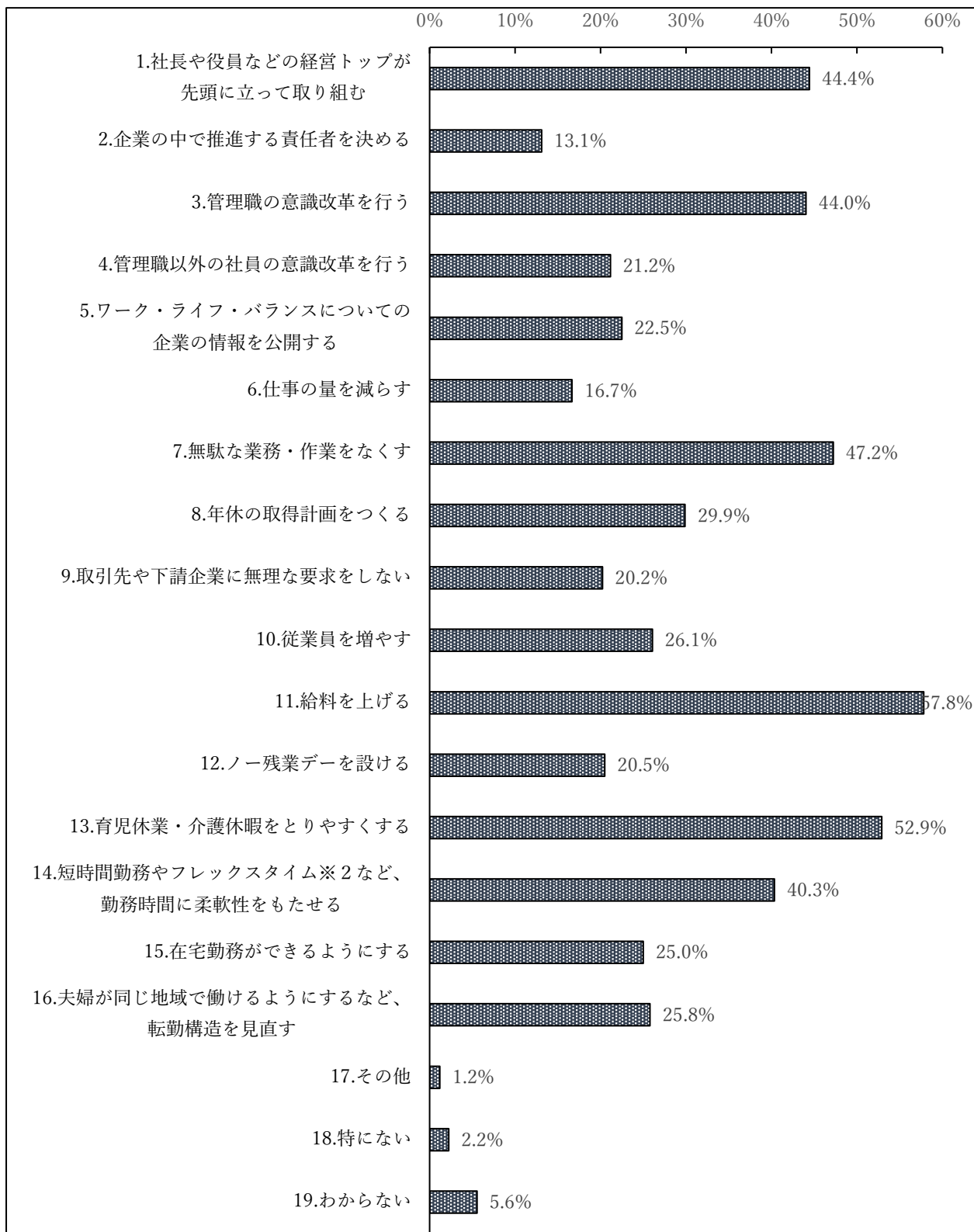
問) 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの理想（希望）と現実（現状）に最も近いものをひとつ選んでください。



〔令和 5 年 2 月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より〕

→理想では「仕事を優先」は 6.6%と低いですが、現実では最も多い 28.4%となっています。また、理想では「仕事と家庭生活をともに優先」が一番多いが、現実では 26.7%となっています。

問) あなたは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）が実現された社会に近づくためには、企業による取組として、どのような取組が必要だと思いますか。あてはまるものを1～17の中からいくつでも選んでください。



〔令和5年2月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より〕

→平成30年2月調査では上位3項目に入っていなかった「給料を上げる」と「無駄な業務・作業をなくす」が、上位になっています。

重点目標3 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- アンケート調査において、「地域活動の場で男女の地位が平等になっているか」との問いに、平等が35.3%であったのに対し、男性優位・やや男性優位（男性優位）が39.6%、女性優位・やや女性優位（女性優位）が3.9%という結果となりました。
- 男女別に集計したところ、平等と答えた男性は45.5%、女性は27.8%、男性優位と答えた男性は31.6%、女性は45.5%、女性優位と答えた男性は4.2%、女性は3.6%という結果となり、男女間で意識に大きな差があることが伺えます。
- 町内会等の地域で行われる様々な活動は、女性が多く参加する一方で、会長等の役職の多くは男性が担っています。今後、地域活力を維持し、高めていくためには、地域住民が男女共同参画を理解し、性別や年齢等により役割が固定化されないことがないよう、多様な人材の確保とリーダーとしての女性の参画を拡大していくことが重要です。

施策7 地域の活動における男女共同参画の取組を促進

地域で行われる様々な活動において、男女共同参画の視点が反映されるよう、男女共同参画の理解・普及を図ります。また、役員のみならず男女双方が参画しやすいよう、地域リーダーの発掘育成に努めます。

具体的施策

- ① 地域活動における男女共同参画の推進

重要業績評価指標（KPI）

施策7 地域の活動における男女共同参画の取組促進の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

- 地域活動の場で「男女の地位が平等である」と思う割合

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
37.0%	35.3%	37.0%

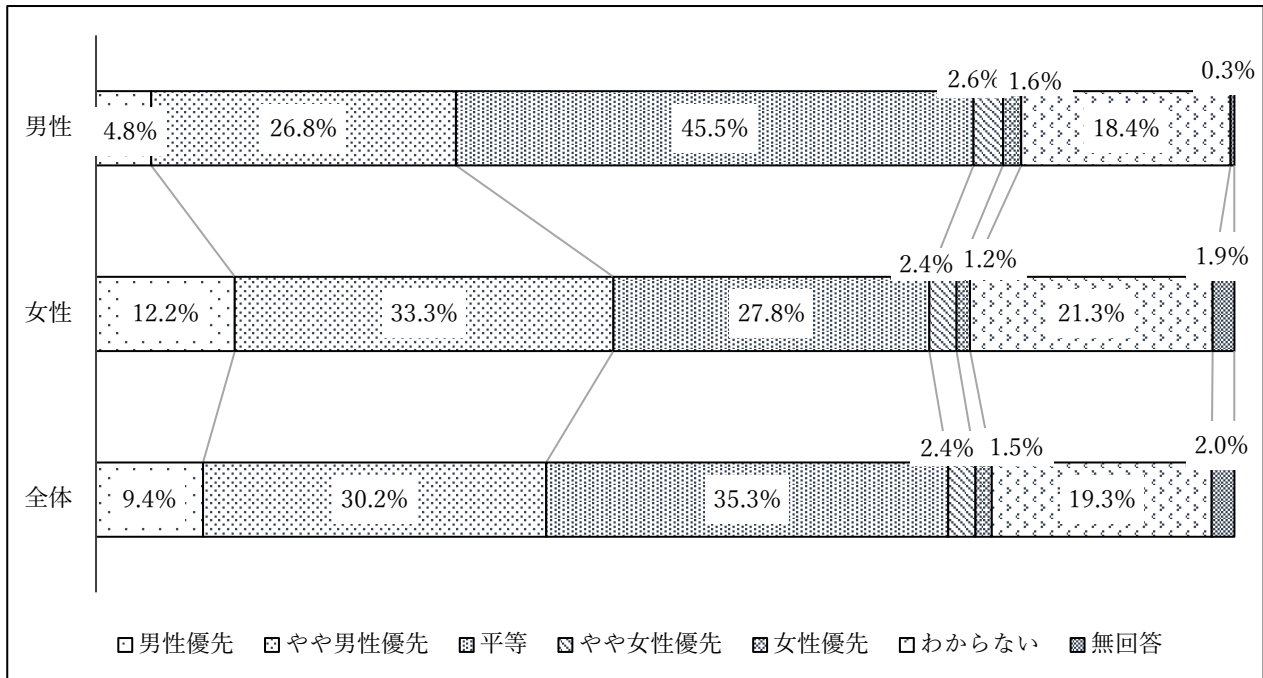
- 広報等での周知回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
1回	0回	1回

●女性町内会長の割合

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
3.5%	1.7%	1.7%

問) あなたは、地域活動の場において男女の地位が平等になっていると思いますか。



[令和 5 年 2 月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より]

→地域において男性は 45.5%が「平等」であると思っているが、女性は 27.8%と 17.7 ポイントの開きがあります。

基本目標2 安心して暮らせる社会づくり

重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

- 年齢や障がいの有無、性別や国籍に関わりなく、地域に住む人々が社会の中で孤立することのないよう、安心して充実した生活を送ることができる環境を作ることが重要です。
- 家族形態の変容、雇用・就労をめぐる変化等により、幅広い層で貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況が広がっているとされています。
- 妊娠・出産は、女性の一生の中でも大きなライフイベントの一つであり、安全、安心な妊娠・出産と、母子ともに心身の健康を維持できる充実した母子保健支援体制の整備が必要です。

施策8 高齢者・障がい者・外国人等が安心して生活できる環境の整備

高齢者・障がい者・外国人であることに加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれることがないように、人権や男女共同参画の視点からの取組を行います。

具体的施策

- ① 誰にとっても理解しやすい刊行物の作成
- ② いきいきサロンの周知、参加呼びかけ
- ③ 介護保険制度の周知
- ④ 認知症の理解を深めるための普及啓発
- ⑤ 介護予防教室、みんな集まれ！おいらの100歳体操等の周知
- ⑥ 障がい者の相談支援事業の実施
- ⑦ 外国人への情報提供や相談窓口の周知

重要業績評価指標（KPI）

施策8 高齢者・障がい者・外国人等が安心して生活できる環境の整備の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

●いきいきサロン周知回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
1回	1回	1回

●いきいきサロン実施回数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
191 回	159 回	160 回

●いきいきサロン参加人数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
—	—	男性 400 名 女性 800 名

●認知症サポーター数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
320 人	140 人	300 人

●介護予防教室参加者数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
183 人	150 人	男性 30 名 女性 140 名

●100 歳体操参加者数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
—	151 人	男性 40 名 女性 120 名

施策 9 個々の世帯の状況に応じた支援

ひとり親家庭や生活困窮・貧困世帯については、家庭状況に応じた相談・指導及び援助を継続的に実施し、経済的・社会的自立を支援します。

具体的施策

- ① 福祉サービスの相談窓口の周知

重要業績評価指標（KPI）

施策 9 個々の世帯の状況に応じた支援の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

●福祉サービスの相談窓口の周知回数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
12 回	12 回	12 回

施策10 出産・子育てにやさしい環境づくり

妊娠・出産は、女性の健康にとって大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠から子育てにわたり、切れ目のない支援体制を構築します。

職場や地域において、妊婦や子育てに関する理解を促進するとともに、産前・産後の女性が活躍しやすい環境を整備します。

具体的施策

- ① 乳幼児訪問
- ② 妊娠出産に関する母子保健の充実
- ③ 各種医療費制度の経済的負担軽減
- ④ ファミリーサポートセンターの周知と利用促進
- ⑤ 保育環境の充実
- ⑥ 相談窓口の周知（出産・子育て・教育）

重要業績評価指標（KPI）

施策10 出産・子育て・介護にやさしい環境づくりの進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

●乳幼児健診実施率

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
100%	100%	100%

●ファミリーサポート利用件数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
12件	0件	10件

●教育相談周知回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
2回	12回	12回

重点目標5 男女共同参画の視点に立った防災対策

【現状と課題】

- 大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。
- 東日本大震災では、避難所の運営や災害現場等での意思決定の過程に、女性がほとんど参画していなかったため、男女のニーズの違い等の男女双方の視点に配慮した対策が不十分でした。この反省を踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営訓練を実施し、男女共同参画の視点、特に女性や子育て家庭のニーズに配慮した体制づくりの必要性を再確認しました。
- アンケート調査では、「性別に配慮した防災・災害対応・復興対策のために必要なこと」との問いに対し、「性別に配慮した避難所の設置・運営が必要」との意見とともに、「避難所での役割を性別により固定せずに分担するべき」という意見が多く出されました。

施策11 防災における男女共同参画の推進

地域防災計画や避難所運営マニュアル等において男女共同参画の視点を位置付けるとともに、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修等を実施します。

具体的施策

- ① 男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の開催と取組の周知

重要業績評価指標（KPI）

施策11 防災における男女共同参画の推進の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

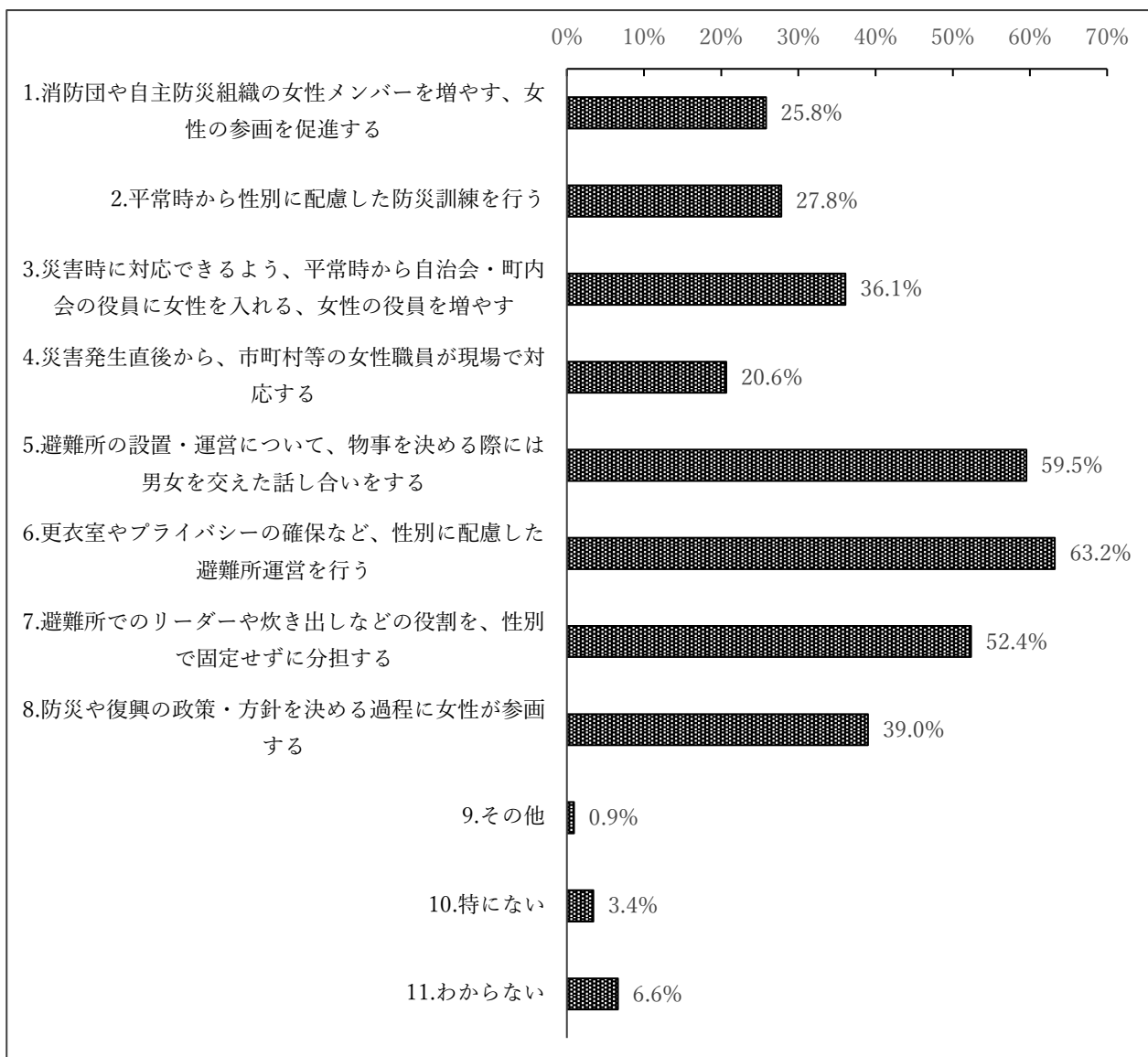
- 男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の実施回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
0回	0回	1回

- 防災会議における女性委員の割合

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
—	11.8%	11.8%

問) あなたは、性別に配慮した防災・災害対応・復興対策のためにはどのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものを1~9の中からいくつでも選んでください。



[令和5年2月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より]

→「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う」、「避難場所の設置・運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」、「避難所でのリーダーや炊き出しなどの役割を、性別で固定せずに分担する」は、平成30年2月調査と同じく上位3項目になっています。

重点目標6 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

- 配偶者暴力（DV）とは、配偶者又は事実婚のパートナー等の親密な関係にある人（あった人）からの暴力を言います。暴力は、殴る・蹴る等の身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力も含まれます。これらの暴力の多くは家庭という私的な生活の場で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期にわたり繰り返し行われることで、被害者に恐怖や不安を与えるため、深刻なダメージを受ける場合があります。
- アンケート調査において、「これまでに配偶者（事実婚や別居中も含む）からDVを受けたことがあるか」との問いに対して、「あった」と回答した人は150人いました（有効回答数629人）。そのうち、どこ（だれ）にも相談しなかった人は87人でした。
- アンケート調査において、「国・県・警察に、DV相談に関する窓口があることを知っているか」との問いに対し、「よく知っている」が12.0%であったのに対して、「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」が68.4%、「知らない」が13.0%という結果となりました。
- 近年、SNS等のインターネット上のコミュニケーションツールが急速に普及し、利用者の低年齢化も進んでいることから、インターネットを通じた暴力や性犯罪被害者は一層多様化しており、こうした状況に的確に対応していくことが求められています。

施策12 暴力根絶のための意識啓発推進

あらゆる暴力の根絶に向けて、正しい理解と認識を深めてもらうための啓発活動を推進します。

具体的施策

- ① 広報やホームページ等を活用した、DV等防止の意識啓発
- ② DV等の被害者保護のための、住民基本台帳事務による支援措置の実施
- ③ インターネットの適切な利用に関する普及啓発

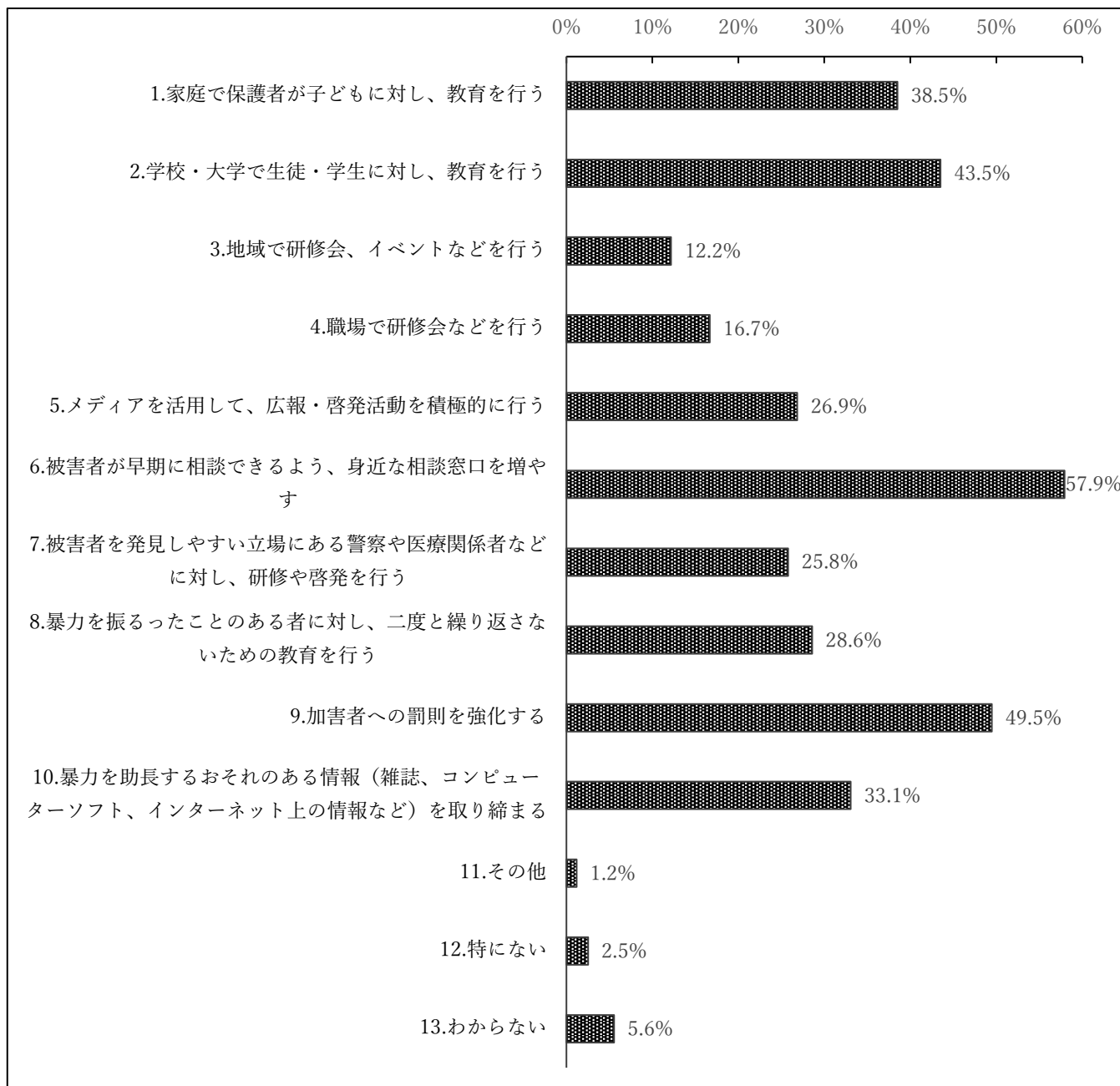
重要業績評価指標（KPI）

施策12 暴力根絶のための意識啓発推進の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

● 広報等での啓発回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
0回	0回	1回

問) あなたは、配偶者や交際相手からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメントなどを防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものを1～11の中からいくつでも選んでください。



〔令和5年2月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より〕

→平成30年2月調査では上位3項目に入っていなかった「学校・大学で生徒・学生に対して、教育を行う」が、上位になっています。

施策13 相談体制の整備・周知・充実

DV等の被害者の相談体制を整備するとともに、相談窓口や通報先についての周知を行います。

【具体的施策】

- ① DVに関する相談窓口の周知
- ② 被害者の自立支援
- ③ 庁内及び外部機関等関係各所の連携強化
- ④ 高齢者虐待防止ネットワークの構築
- ⑤ 虐待に関する通報・相談窓口の周知（高齢者・障がい者）

重要業績評価指標（KPI）

施策13 相談体制の整備・周知充実の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

●窓口周知回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
1回	1回	1回

●相談対応件数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
—	8回	8回

●ケース会議回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
—	8回	8回

●DV相談に関する窓口があることをよく知っている人の割合

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
—	12%	20%

●高齢者虐待に関する窓口周知回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
1回	1回	1回

●高齢者虐待に関する通報対応件数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
6件	4件	15件

●高齢者虐待ケース会議回数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
6 回	10 回	10 回

●高齢者虐待防止ネットワーク会議回数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
1 回	1 回	1 回

●障がい者虐待に関する窓口周知回数

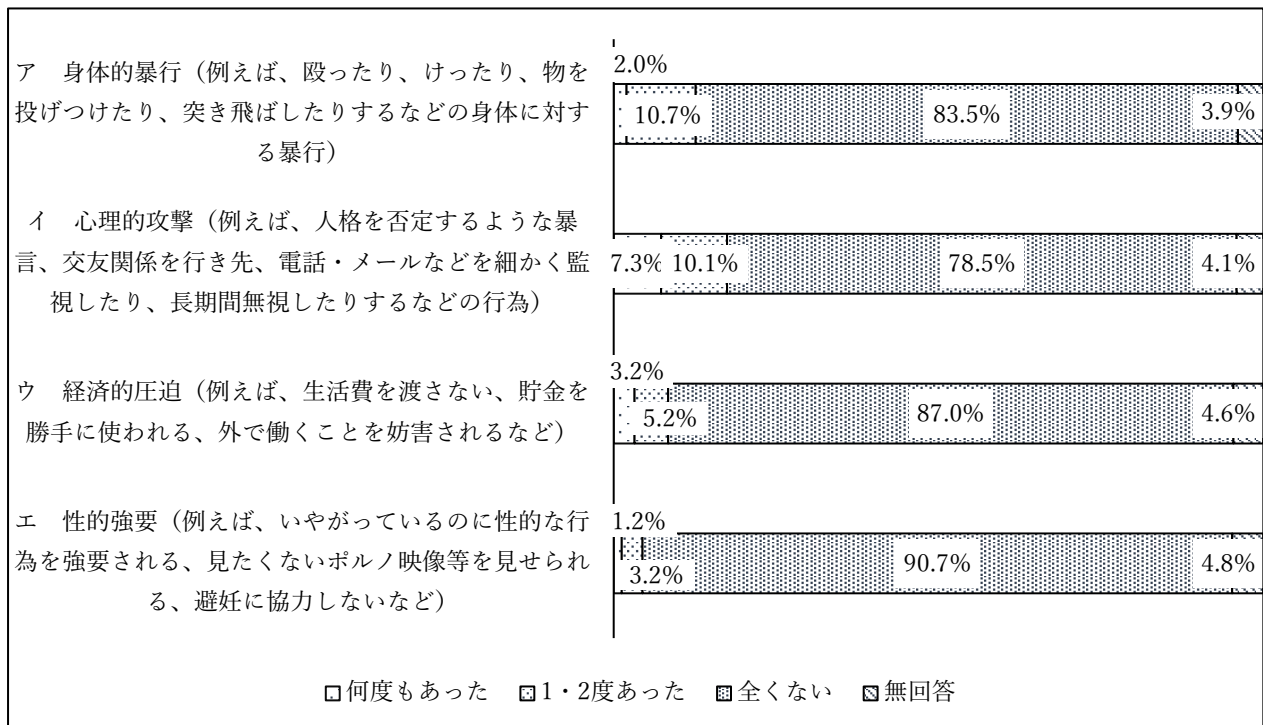
平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
1 回	1 回	1 回

●障がい者虐待に関する通報対応件数

平成 29 年度	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
1 件	4 件	5 件

問) 結婚している、または結婚したことがある人方にお聞きします。

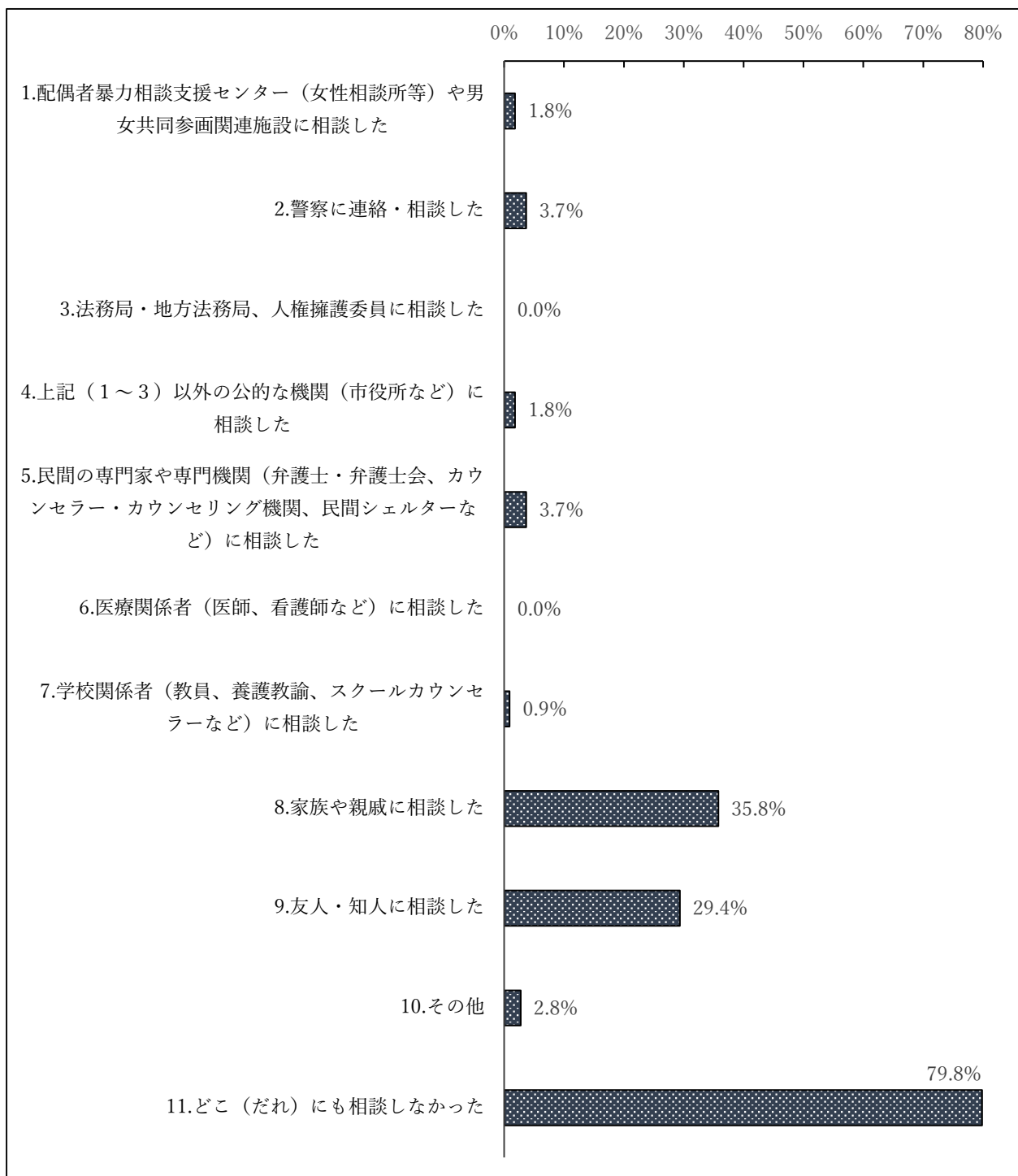
あなたはこれまでに、配偶者（事実婚や別居中を含む）から、次のような暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）をされたことはありますか。アからエのそれぞれについて、あてはまるものをひとつ選んでください。



〔令和 5 年 2 月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より〕

→「全くない」がほとんどですが、「身体的暴力」と「心理的攻撃」を受けた方の割合が1割を超えています。

問) あなたは、配偶者（事実婚や別居中を含む）から受けた行為について、どこ（だれ）かに相談しましたか。あてはまるものを1～10の中からいくつでも選んでください。

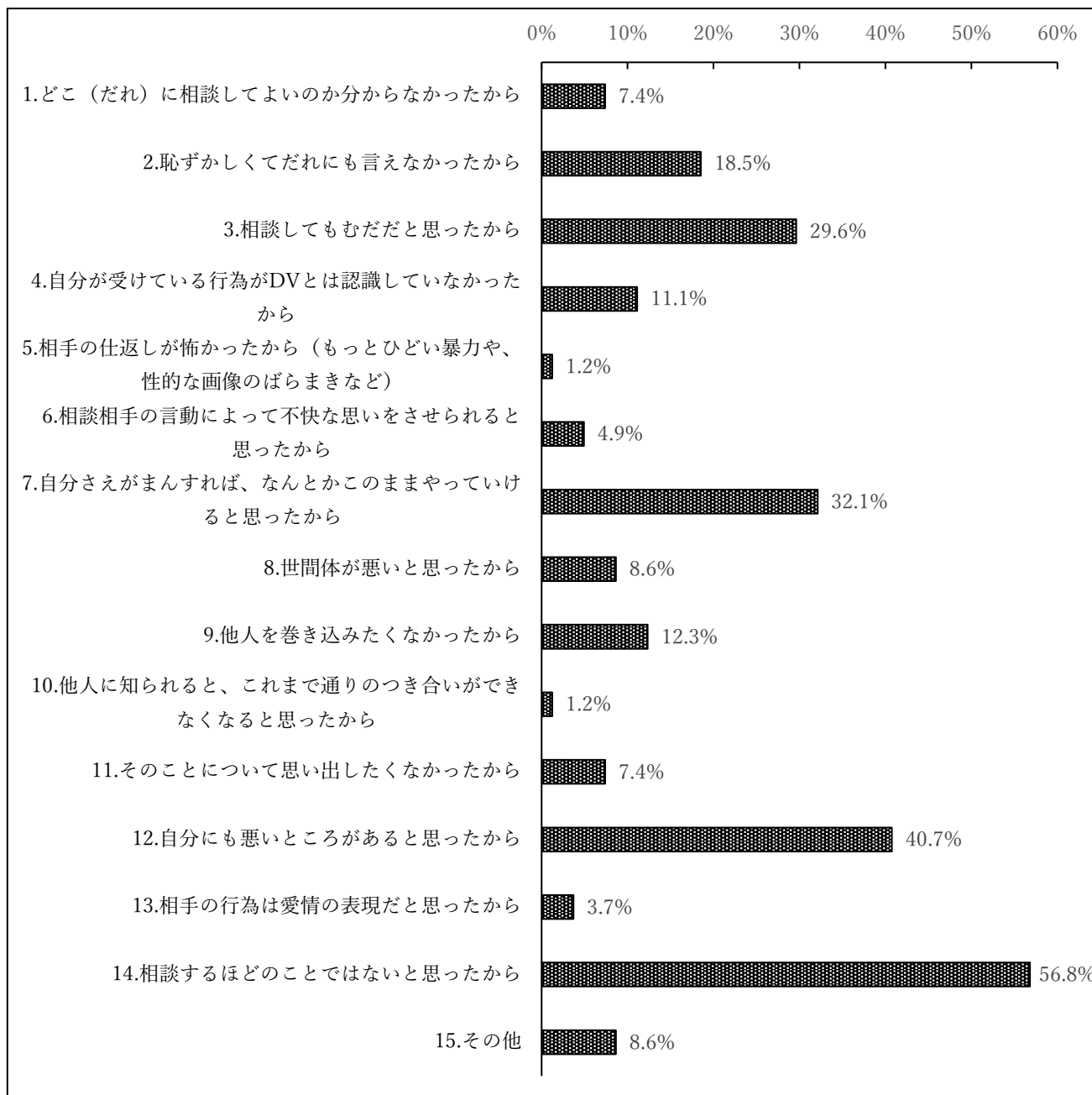


〔令和5年2月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より〕

→被害者の8割近い方が「どこにも相談をしていなかった」と回答しています。

問) 前の問で、11に○をつけた方にお聞きします。

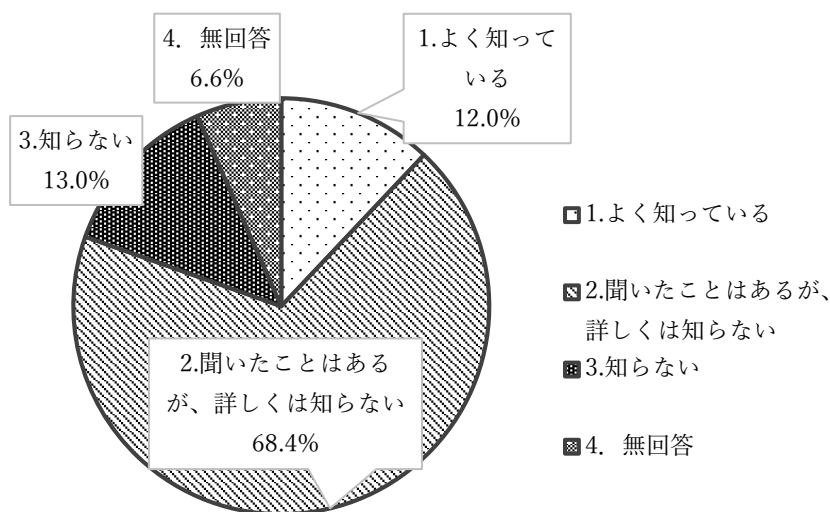
あなたが相談しなかったのは、どうしてですか。あてはまる番号をいくつでも選んでください。



〔令和5年2月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より〕

→「相談するほどのことではないと思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」が、相談をしなかった上位理由となっています。

問) あなたは、国・県・警察に、DV相談に関する窓口があることを知っていますか。ひとつ選んでください。



〔令和5年2月男女共同参画に関する町民アンケート結果より〕

→「聞いたことはあるが、詳しく知らない」、「知らない」と回答した方の割合が81.4%となっています。

重点目標7 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

- 男女が互いの身体的特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあつての前提と言えます。特に女性は、女性特有の疾患を経験する可能性があることや、妊娠・出産をはじめ、ライフステージに応じ、心身の状態が大きく変化する特性があるため、身体的性差を踏まえた健康支援策の推進を図ることが必要です。

施策14 生涯を通じて誰もが健康に過ごせる環境づくりと健康支援

男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を推進します。

具体的施策

- ① 思春期から更年期にかけての健康教育や相談体制の充実
- ② 性別特有の疾病予防

重要業績評価指標（KPI）

施策14 生涯を通じてだれもが健康に過ごせる環境づくりと健康支援の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

●相談実施回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
244回	245件	246件

●健康教室等実施回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
4回	3回	4回

●乳がん検診の受診率

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
17.6%	18.4%	19.0%

●子宮頸がん検診の受診率

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
20.3%	15.4%	16.0%

基本目標3 男女共同参画社会の基盤づくり

重点目標8 人権の尊重と男女共同参画社会への意識づくり

【現状と課題】

- 男女共同参画社会は、日本国憲法にうたわれている個人の尊重、男女平等の理念の実現を前提に、性別による差別的取り扱いや性に起因する暴力が根絶され、男女が社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として敬意が払われる社会のことです。
- 固定的性別役割分担意識や、個々の能力や適性に対する固定的な見方・性差に関する偏見は、行動を制限し、その個性と能力を発揮して活躍するための大きな障害となっています。このような意識や固定観念は、往々にして幼少のころから長年にわたり形成され、性別にかかわらずいずれの人にも存在すると言われていています。
- アンケート調査で、「性的マイノリティに関することで知っていること(複数回答)」の問いに対して、「LGBTという言葉を知っている人」は59.3%で、言葉も意味も全く知らない人は8.1%人でした。
- 性的マイノリティであることを理由として、困難な状況に置かれる場合があり、人権の観点から理解の促進や取組が必要です。

施策15 男女共同参画社会に向けた啓発活動の充実

誰もが男女共同参画の重要性を認識し、理解できるよう、対象やテーマ、年代に応じた効果的な啓発活動を推進するとともに、学習の機会を提供します。

具体的施策

- ① 県男女共同参画センター事業の積極的活用
- ② 研修等の参加呼びかけ
- ③ リーフレット等の配布

重要業績評価指標 (KPI)

施策15 男女共同参画社会に向けた啓発活動の充実の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

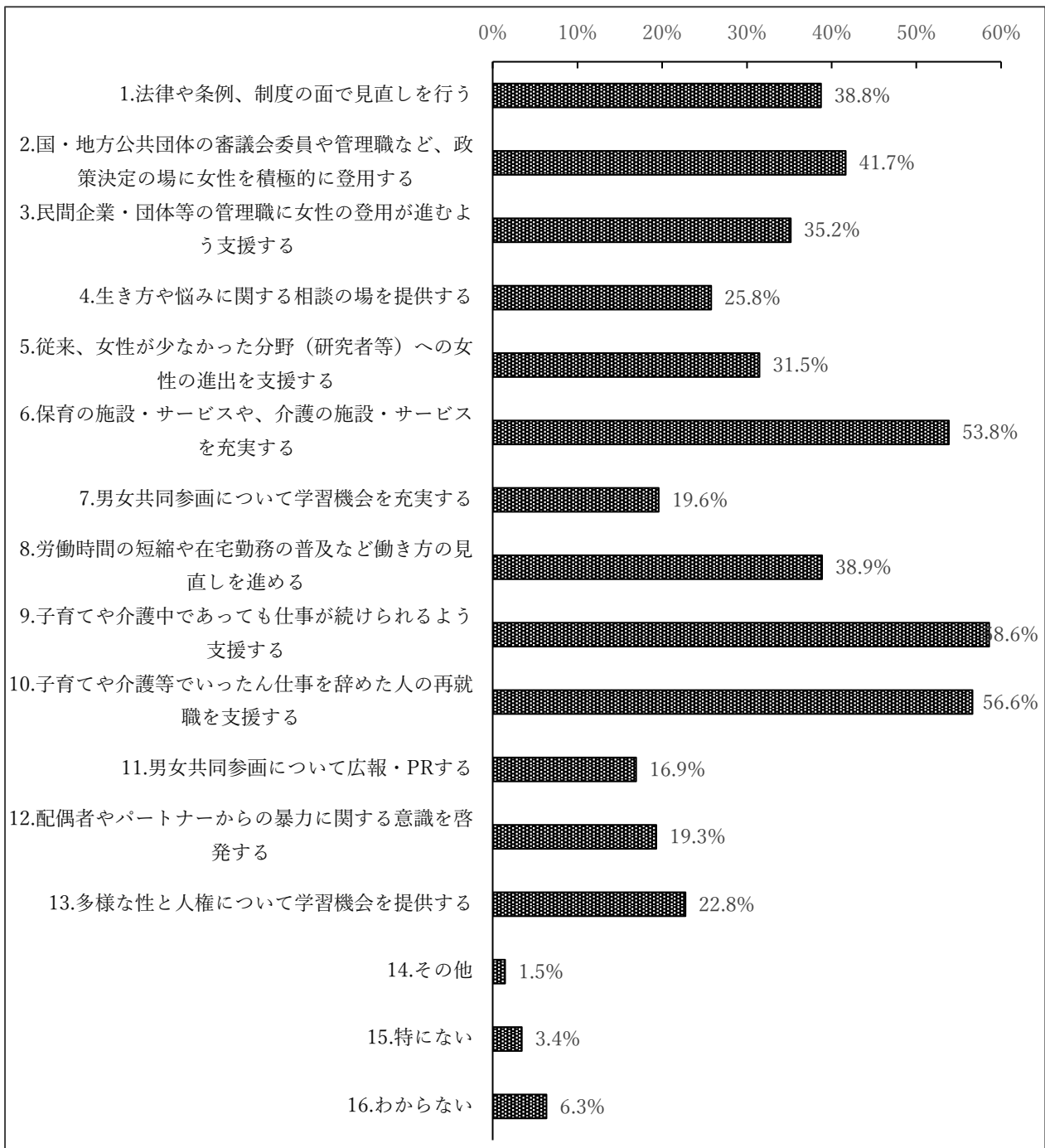
●県男女共同参画センター事業の活用

平成 29 年度	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
0 回	1 回	2 回

●町内高校生への講演会、またはリーフレットの配布

平成 29 年度	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
0 回	1 回	1 回

問) あなたは、男女共同参画社会を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。あてはまるものを1～14の中からいくつでも選んでください。



[令和 5 年 2 月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より]

→「子育てや介護中であっても仕事が続けられるように支援する」、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「保育の施設・サービスや、介護の施設・サービスを充実する」の子育て・介護に関する項目が上位3項目になっています。

施策16 男女共同参画に関する法律、制度の理解促進及び相談体制の充実

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応等について、正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解促進を図るよう周知等を行います。

具体的施策

- ① 定期的な人権相談の実施
- ② 法律や制度の周知
- ③ 人権教室における情操教育の充実

重要業績評価指標（KPI）

施策16 男女共同参画に関する法律、制度の理解促進及び相談体制の充実の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

●人権相談実施回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
10回	10回	10回

●広報等での周知回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
10回	10回	10回

施策17 性の多様なあり方に対する理解の促進

性的マイノリティへの偏見を解消し、性の多様なあり方についての理解を促進します。

具体的施策

- ① 性的マイノリティへの理解促進
- ② パートナーシップ宣誓制度の周知

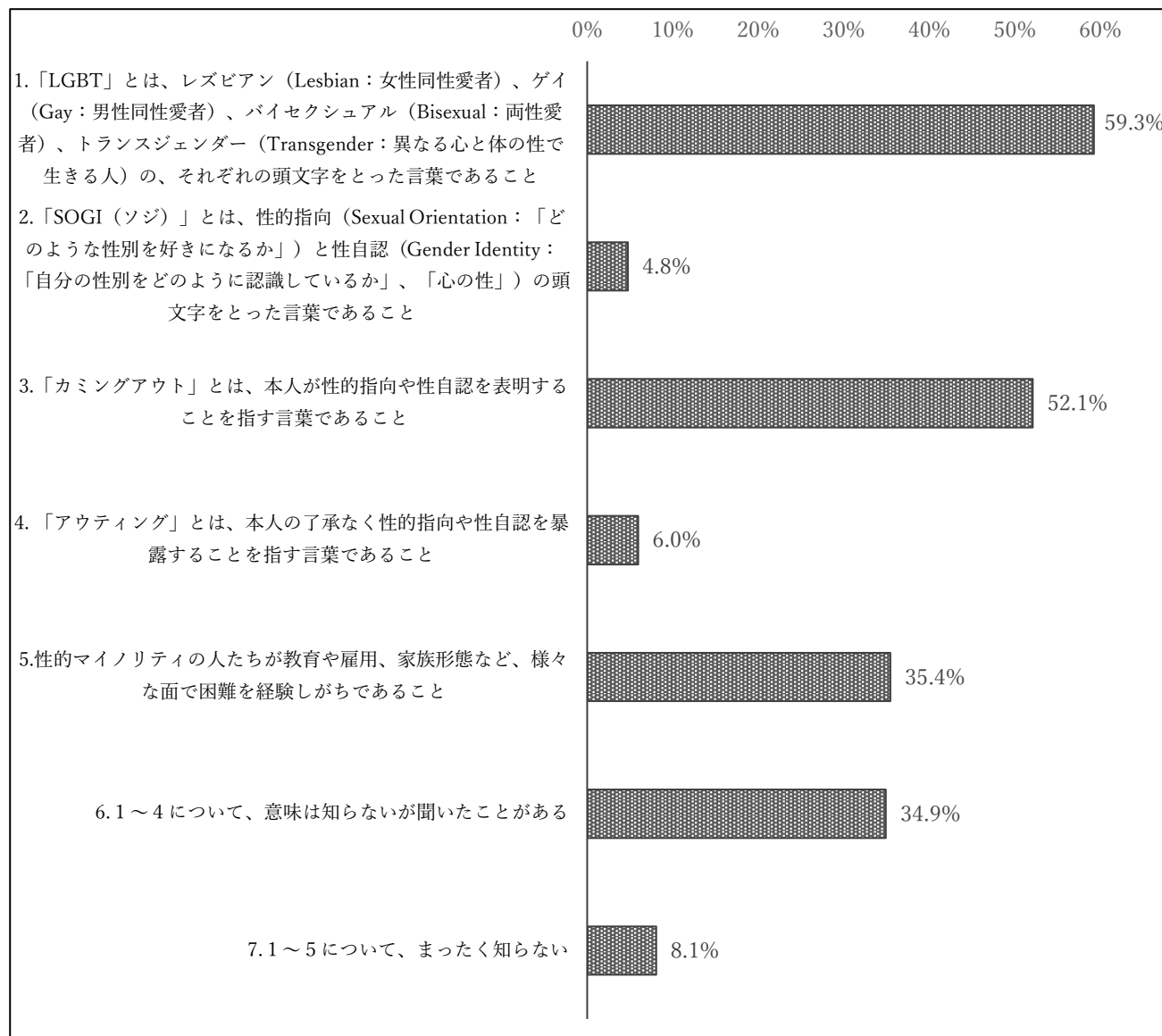
重要業績評価指標（KPI）

施策17 性の多様なあり方に対する理解の促進の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

●「LGBT (Q)」の認知度

平成 29 年度	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
—	59.3%	65%

問) あなたは、性的マイノリティに関する次のことについて知っていますか。あてはまるものを1~5の中からいくつでも選んでください。1~4の言葉をいくつか知っている場合は6を、言葉も意味も知らない場合は7を選んでください。



[令和 5 年 2 月男女共同参画に関する町民アンケート調査結果より]

→「LGBT」や「カミングアウト」については、言葉や意味を知っている方は5割を超えています。

施策18 子どもの頃からの男女共同参画意識の定着

学校等において、発達段階に応じ、男女共同参画の理解促進に向けた教育を行うとともに、教育内容が充実するよう教育従事者の理解を促進します。

具体的施策

- ① 町内学校への人権教室開催の推進
- ② 人権標語、作文への参加呼びかけ

重要業績評価指標（KPI）

施策18 子どもの頃からの男女共同参画意識の定着の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

●小中学校での人権教室実施回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
9回	11回	9回

※R4は例外で、甲洋小で延べ3回実施したため回数が例年より多くなりました。

施策19 メディアを通じた男女共同参画の推進

様々なメディアを通じて、男女共同参画の理解を促進するとともに、広報やホームページ等の媒体において男女共同参画の視点を踏まえた情報提供や表現改善を進めます。

具体的施策

- ① メディアリテラシーの周知
- ② 性差別につながらない表現の推進

重要業績評価指標（KPI）

施策19 メディアを通じた男女共同参画の推進の進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

●周知回数

平成29年度	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
—	1回	1回

第4次おいらせ町DV（配偶者等からの暴力）

対策基本計画

策定期間　：　令和6年度　～　令和10年度

令和6年(2024年)3月
保健こども課

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されるものではありません。DVは家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。また、DVが子どもの面前で行われた場合、子どもの人格形成や心身の成長に深刻な影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を不断に進めていく必要があります。

国では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」）」が平成14年4月に全面施行され、国及び地方自治体にはDVを防止し、被害者を保護する責務があることが法律に明示されました。

また、令和5年5月19日にDV防止法が改正され、令和6年度から施行されます。この改正法により当町においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項を追加しました。

当町では、平成21年3月から「おいらせ町配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定し、DVの根絶に向けたさまざまな取組を推進してまいりました。

このたび、第3次計画の期間が満了することから、配偶者等からの暴力を許さない、誰もが安心して生活できる社会の実現を目指し、国や県を含む関係機関や民間団体の皆様と連携及び協力を図り、町全体のDV対策を推進するため、令和6年度から令和10年度までを期間とする「第4次おいらせ町DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定いたしました。

今後も社会情勢の変化やこれまでの取組を踏まえながら、相談件数の増加や被害の複雑化・多様化等の課題に対応するため、相談体制の強化や被害者支援の充実等、取組を一層推進するとともに、子どものころからDVに対する意識啓発に取り組み、人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

2 計画の性格と策定の方針

- (1) DVの防止と被害者保護のために行う施策の基本方針や施策の具体的な方向性について示すものです。
- (2) DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として策定するものです。
- (3) 町男女共同参画プランの一部として策定するものです。

3 計画の期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間とします。なお、計画期間内であっても、今後の社会経済情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

本計画においては、男・女の性別を問わず、法に規定する「配偶者（事実婚、離婚した元配偶者を含む。）」、「生活の本拠地を共にする交際相手（元の生活本拠地を共にする交際相手を含む。）からの暴力に加え、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力（デートDV）についても対象としています。

なお、計画の対象となる暴力には、身体的暴力のみならず、精神的・経済的・性的暴力等※も含まれます。（※57ページ参照：DVの形態）

第2章 計画の内容

1 現状と課題

DVに関する相談件数は、全国的にも青森県内においても、令和元年度から令和3年度までのコロナ禍は、生活の不安やストレス、外出自粛による在宅期間の増加等により、相談が増加しました。町を所管する配偶者暴力相談支援センター（三戸地方福祉事務所）等におけるDV相談件数は、令和2年度にピークに達し、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されていましたが、令和4年度にはここ数年の平均以下となりました。

しかしながら、相談内容が複雑化・多様化し、このことに伴い1件あたりの支援対応時間が長く、相談内容がより深刻化している状況にあると思われま

す。当町の現状については、窓口が一本化していないこと等が課題となっておりますが、関係機関や各課が連携・協力し対応しています。

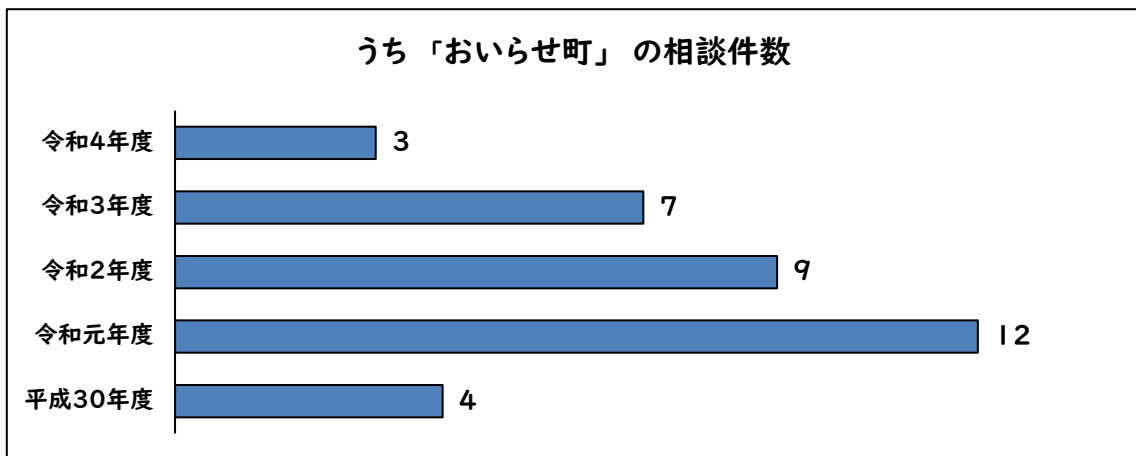
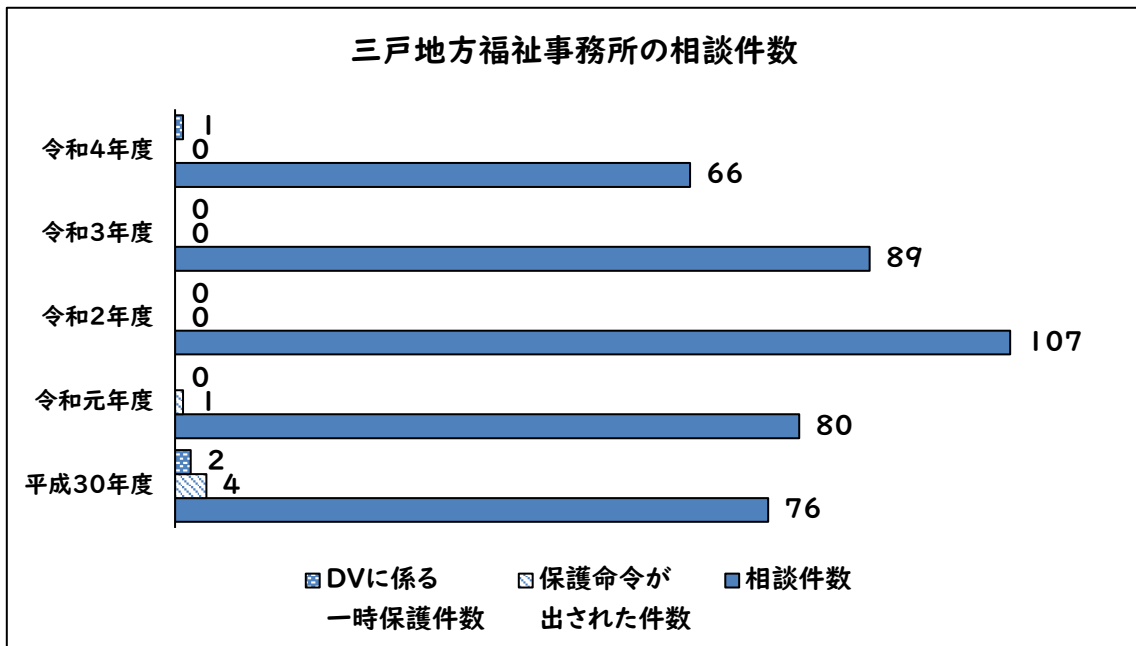
令和5年2月に調査した「おいらせ町男女共同参画に関する町民アンケート調査結果」を見ると、「DVを受けたことがある」人は11.0%、平成30年2月は11.9%となっており0.9ポイント減少しました。また、「DVを1・2回受けた」男性は7.6%、女性は14.4%おり、「何度も受けた」男性は0.0%、女性は3.1%となっていて、それらを合わせると男性の約2倍以上の女性がDV被害を多く受けています。DV被害を「誰にも相談しなかった」人が一番多く87人の43.8%となっていて、その理由として「相談するほどのことではないから」が一番多く46人の23.2%となっています。「DVの防止策等」については、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」と回答した人が一番多く438人の17.0%となっています。

被害者が早期に相談できる体制（青森県DVホットライン24時間電話相談や役場相談窓口等）の整備はあるものの、周知徹底不足となっています。子どもたちからDVに対する意識啓発の取組等、更なる広報活動による周知を加速させ推進していかなければなりません。

○三戸地方福祉事務所における「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数

	年度	相談件数	保護命令が出された件数	DVに係る一時保護件数
三戸地方福祉事務所	平成30年度	76	4	2
	令和元年度	80	1	0
	令和2年度	107	0	0
	令和3年度	89	0	0
	令和4年度	66	0	1
三戸地方福祉事務所のうち「おいらせ町」分	平成30年度	4	0	0
	令和元年度	12	0	0
	令和2年度	9	0	0
	令和3年度	7	0	0
	令和4年度	3	0	0

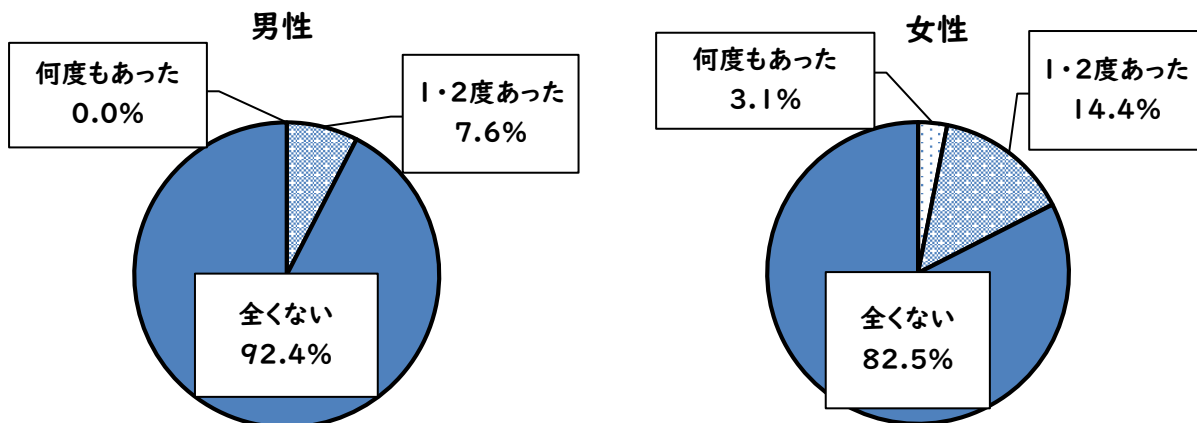
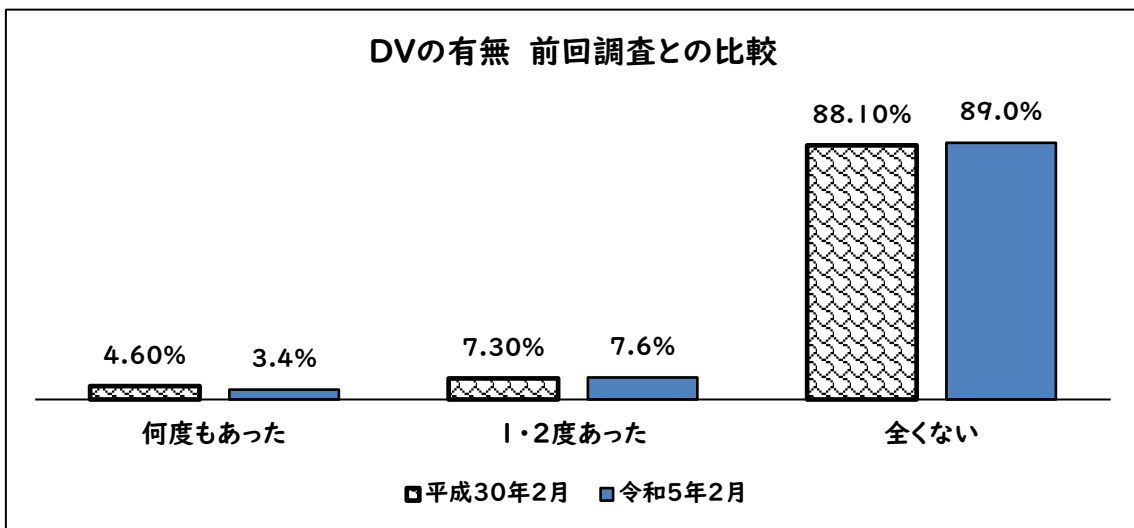
【三八地域県民福祉総室（三戸地方福祉事務所）】



- あなたはこれまでに、配偶者(事実婚や別居中を含む)から、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要などの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)をされたことはありますか。

DVの有無について

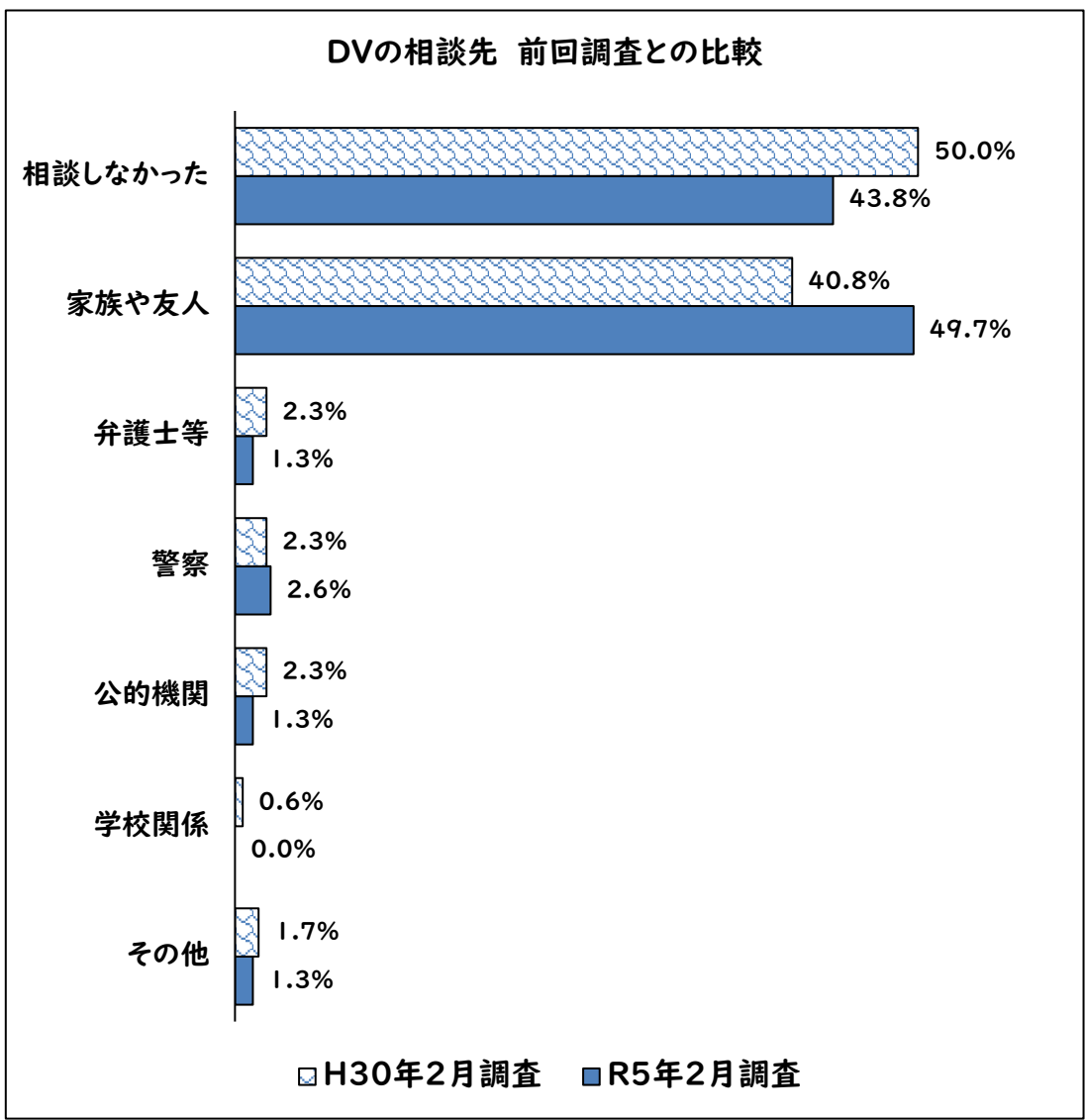
前回調査との比較	平成30年2月	令和5年2月
何度もあった	4.6%	3.4%
1・2度あった	7.3%	7.6%
全くない	88.1%	89.0%



- あなたは配偶者（事実婚や別居中を含む）から受けた行為について、どこ（だれ）かに相談しましたか。（いくつでも）

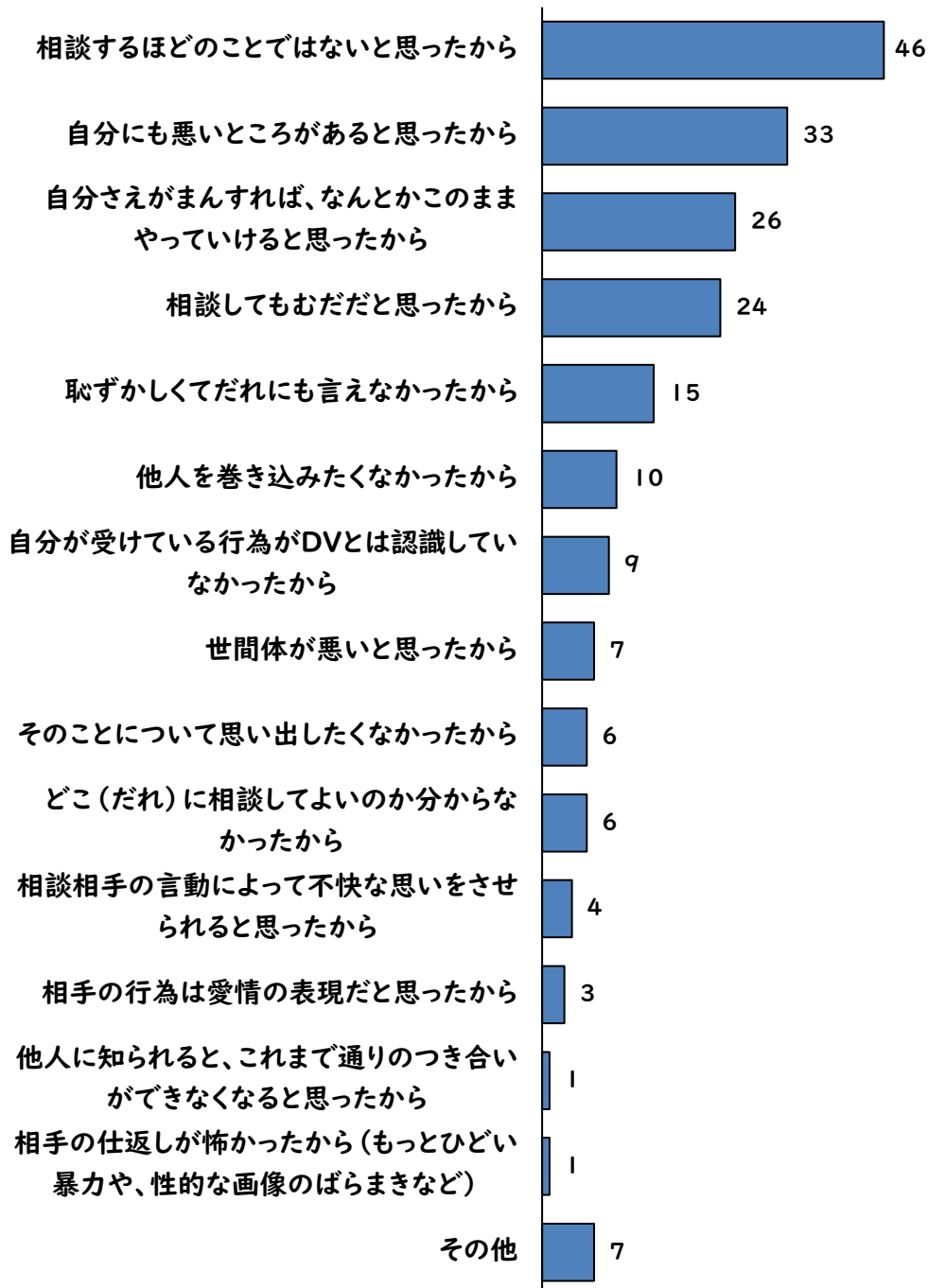
DVの相談先について

前回調査との比較	平成30年2月		令和5年2月
相談した	50.0%	➔	56.2%
相談しなかった	50.0%		43.8%



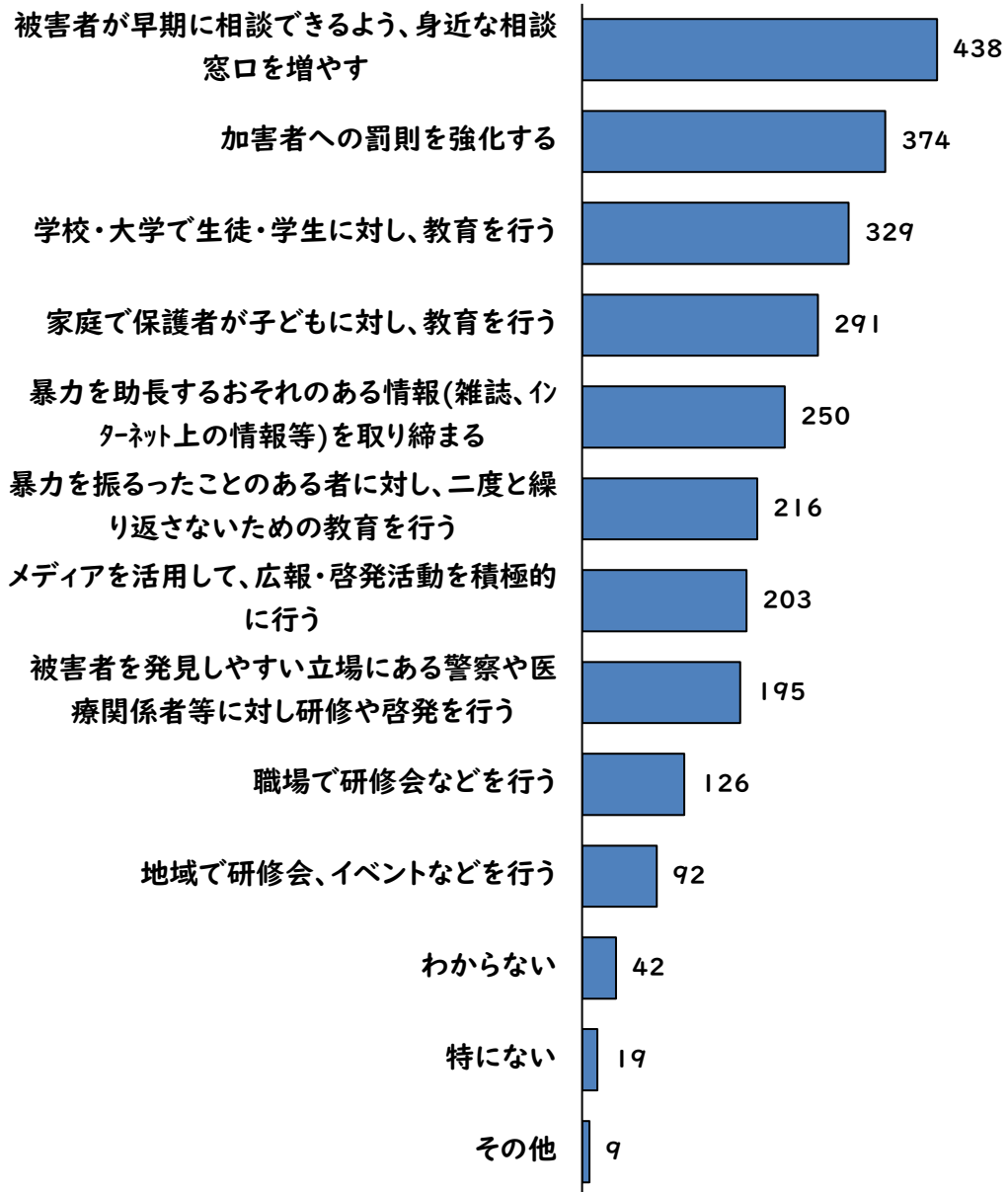
●あなたが相談しなかったのはどうしてですか。(いくつでも)

DVについて相談しない理由



- あなたは、配偶者や交際相手からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメントなどを防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(いくつでも)

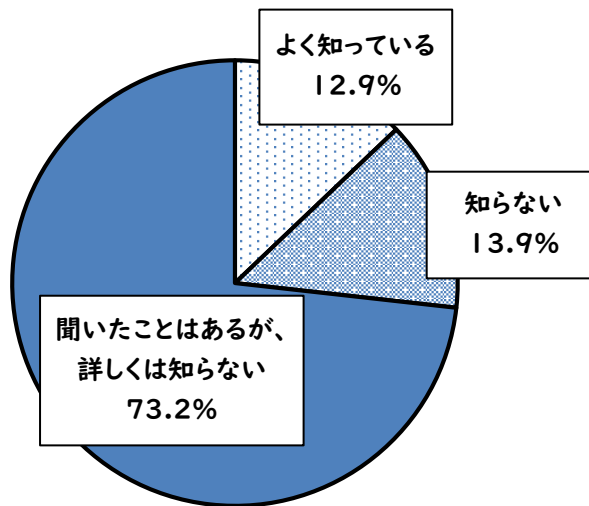
DVの防止策について



●あなたは、国・県・警察に、DV相談に関する窓口があることを知っていますか。

DVの相談窓口について

調査結果	令和5年2月
よく知っている	12.9%
知らない	13.9%
聞いたことはあるが、詳しくは知らない	73.2%



資料：おいらせ町男女参画に関する町民アンケート調査結果
「令和5年2月実施」より

2 重点施策

重点的施策として、暴力の防止と被害者支援のための取組を次の3つの柱で積極的に推進していきます。

基本目標1 暴力を許さない社会づくりの推進

基本目標2 被害者の安全確保と自立支援

基本目標3 相談体制の充実と関係機関の連携

基本目標1 暴力を許さない社会づくりの推進

DV防止法の施行に伴い、DVについての認知度及び関心は徐々に高まっています。ただ、DVは家庭内の問題と捉えている傾向や、その背景となっている固定的な性別役割分担の意識は依然として残っています。

そのため、家庭・地域・企業等において、DVに関する一層の啓発・教育が求められています。DVを予防していくためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが重要です。

DVは単に家庭内の問題、夫婦間の問題と見過ごされていたり、身体に対する暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力等も含まれるということが知られていなかったりと、十分な理解が得られていない状況にあります。

また、令和3年3月の内閣府の調査結果では、配偶者からの暴力を相談しなかった理由として、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多い回答となっています。このような結果から、「自分が受けている暴力がDVに当たる」と気づき、相談窓口へつなげる啓発活動の推進が重要となっています。

さらに、幼少期からしつけと称した暴力や面前DV※1等が生じている望ましくない環境から子どもたちを守り、デートDV※2や将来のDVをなくすため、中学生、高校生、大学生等の若年層に対する人権の尊重やDVに対する意識啓発も重要となっています。

このようにDVを予防するためには、子どものころからDVに関する正しい理解や男女が互いの人権を尊重する大切さについて、教育や意識啓発を行うことが大切です。

■ DVの形態

身体的暴力	身体に危害を及ぼす暴力で、殴る、蹴る、腕をねじる、首を絞める、髪の毛を引っ張る、物を投げつける、刃物で脅す等 ※刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為で、配偶者間で行われても処罰の対象となる。
精神的暴力	心無い言動や態度で心を傷つける暴力で、大声で怒鳴る、人格を否定するような暴言を吐く、無視する、交友関係を細かく監視する等 ※暴力の結果、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に至る等、刑法上の傷害とみなされるほどの精神的障害に至れば、傷害罪として処罰されることがある。
性的暴力	同意のない性行為を強要する暴力で、見たくないポルノ雑誌やビデオを見せる、避妊に協力しない等 ※夫婦間であっても、刑法第177条の強制性交等罪にあたる場合がある。
経済的暴力	経済的に圧迫する暴力で、生活費を渡さない、家計を厳しく管理する、外で働くことを妨害する、仕事を辞めさせる等
社会的暴力	社会的に行動を制限する暴力で、交流関係を監視・抑制する、電話やメールを細かくチェックする、許可なしで外出させない等
子どもをまきこんだ暴力	子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目に合わせる、子どもに暴力を振るうと脅す等

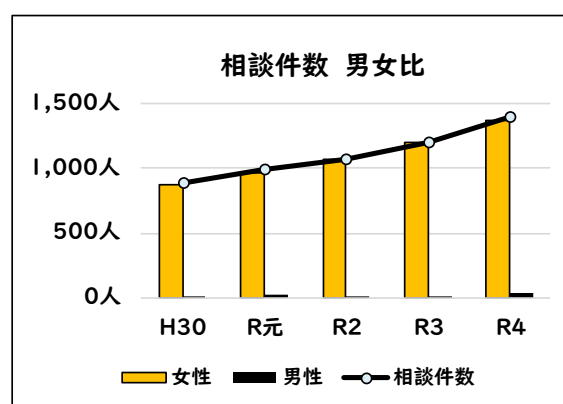
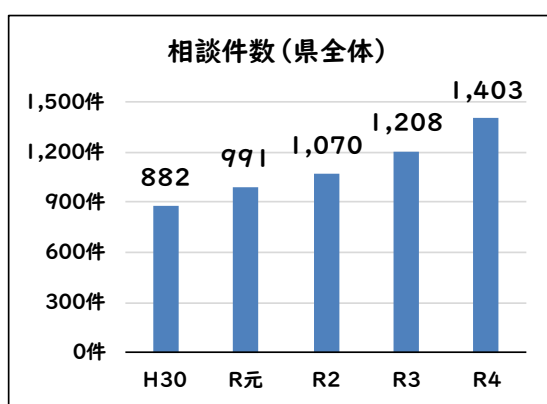
面前DV※1：児童虐待の心理的虐待のうち、子どもの面前で配偶者等に対し暴力を振るうこと。

デートDV※2：婚姻関係にない恋人間に起こる暴力のこと。身体的暴力のほかに、行動を監視・規制する等の精神的暴力や借りたお金を返さない等の経済的暴力、性行為を強要する等の性的暴力等がある。

○青森県の「配偶者暴力相談支援センター」における相談件数

年 度	相談件数	相談者の性別		相談種別		
		女性	男性	来所	電話	その他
平成30年度	882件	868人	14人	261人	606人	15人
令和元年度	991件	969人	22人	357人	618人	16人
令和2年度	1,070件	1,064人	6人	335人	724人	11人
令和3年度	1,208件	1,196人	12人	373人	791人	44人
令和4年度	1,403件	1,374人	29人	414人	909人	80人

【青森県健康福祉部こどもみらい課】



○「配偶者暴力相談支援センター」における相談状況(一時保護)

	年 度	相談件数	DVIに係る 一時保護件数
青森県	平成30年度	882件	12件
	令和元年度	991件	20件
	令和2年度	1,070件	13件
	令和3年度	1,208件	9件
	令和4年度	1,403件	10件
全 国	平成30年度	114,481件	2,814件
	令和元年度	119,276件	—
	令和2年度	129,491件	2,376件
	令和3年度	122,478件	2,078件
	令和4年度		

※令和4年度については、国資料の公表前である。

【青森県健康福祉部こどもみらい課】

●推進するための町の取組

施 策	取組の方向	事業内容	所 管
DV防止のための啓発活動の充実	人権擁護委員等の活動を通して、人権尊重意識の啓発を図ります。	学校での人権教育学習やイベントにおける啓発活動等の人権啓発の推進	町 民 課
	民生委員による周知・啓発活動に努めます。	民生委員を通じた地域へのパンフレットの配布等による啓発活動	介 護 福 祉 課
	広報等による周知活動やイベントを活用し、DVや虐待防止活動の普及啓発に努めます。	広報等及び各種イベント時にDVや虐待防止活動を実施	保 健 こ ど も 課
	広報等を活用して、DVや男女共同参画に関する情報発信を実施します。	広報等における男女共同参画の啓発	政 策 推 進 課
子どものころから教育・啓発の充実	学校教育における人権教育を通して、人権尊重や男女共同参画の意識を高める教育の充実を図ります。	学校と連携した人権教育や善悪・思いやりの心の学習の実施	学 務 課
社会教育の推進	社会教育事業を通して、男女共同参画や配偶者等からの暴力の防止に向けた学習、啓発を行います。	DV予防や男女共同参画に関する社会教育事業の実施	社会教育・体育課 政 策 推 進 課

基本目標 2 被害者の安全確保と自立支援

配偶者等からの暴力は、被害者の生命に危険が及ぶ場合もありうることから、被害者やその同伴者の安全を確保することは、被害者支援を行う上で非常に重要です。一時保護については、本人の意思に基づき、安全かつ確実に実施できるような支援体制や個人情報の厳重な保護・管理の徹底とともに、警察等の関係機関と連携を強化する必要があります。

また、DVを発見しやすい立場にある教職員、保育士、医師、保健師、民生委員・児童委員等の関係者等が、「配偶者からの暴力を容認しない社会の実現」という共通認識を持ち、相談、保護、自立支援の各段階において、緊密に連携し、取組みを進める必要があります。また、DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が適切に連携協力することが定められたことに伴い、両機関がより緊密に連携し、被害者保護に取り組むことが求められています。DVに関する知識を身につけ、理解を深めることにより、被害者の早期発見や通報、保護につなげていくことが重要です。

被害者の自立に向けては、居住場所の確保や経済面での支援、就労支援、精神面での支援、同伴者への支援等、被害者の立場に立って多角的に行う必要があります。関係機関が連携し、一体となって被害者を支援していくことが不可欠です。また、子どものいる被害者の支援にあたっては、間近に暴力に接してきた子どもへの心理的ケアを専門機関で行うとともに、学校においてはスクールカウンセラーが支援を行いフォロー体制の充実を図ってまいります。

(被害者が逃げない理由の例)

○ 恐怖感

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。

○ 無力感

暴力を振るわれ続けることにより、「自分は夫から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。

○ 複雑な心理状況

「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。

○ 経済的問題

配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げるできないこともあります。

○ **子どもの問題**

子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題等が気にかかり、逃げることに踏み切れないこともあります。

○ **失うもの**

配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係等失うものが大きいこともあります。

資料：「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」(内閣府男女共同参画局)

● **支援するための町の取組**

施策	取組の方向	事業内容	所管
早期発見・未然防止のための仕組みづくり	医療機関や福祉関係者、学校等の関係者に対し、DVに関する知識を身につけ、DVの通報について、理解の浸透を図ります。	国や県の情報提供等による関係機関へ情報共有	保健子ども課 介護福祉課 おいらせ病院
	健康相談、健康診査、訪問指導等を推進し、また各種関係者の緊密な連携を図ります。	子どもの健診・相談場面で、子どもの様子や言動、保護者相談、民生委員等による地域情報の共有	保健子ども課 介護福祉課 学務課
被害者保護体制の整備	国・県・警察等の関係機関と連携して、保護を求める被害者の安全確保に努めます。	個人情報の厳重な保護・管理の徹底、及び県や警察等関係機関との連携強化	保健子ども課 介護福祉課
	DV防止法に基づき、住民基本台帳や健康保険の他、子どもの学校等の事務処理における情報管理を図ります。	個人情報の厳重な保護・管理の徹底	町民課 学務課 介護福祉課 保健子ども課
被害者の自立支援の推進	日常生活や就労について、各種制度を活用し関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。	居住場所の確保や経済・就労・精神的支援、同伴者の支援等、多角的に支援	介護福祉課
	被害者に同伴された子どもの就学や保育支援に関して配慮します。	児童への緊急的な一時保育等の配慮	学務課 保健子ども課

基本目標 3 相談体制の充実と関係機関の連携

DV被害者が安全な生活を送るためには、支援に関する情報を入手し、支援者等の力を借りながら、最終的には自分でどう行動するかを決めることが大事です。それには、まずDV被害者が『相談する』ことから解決への道のりが始まります。

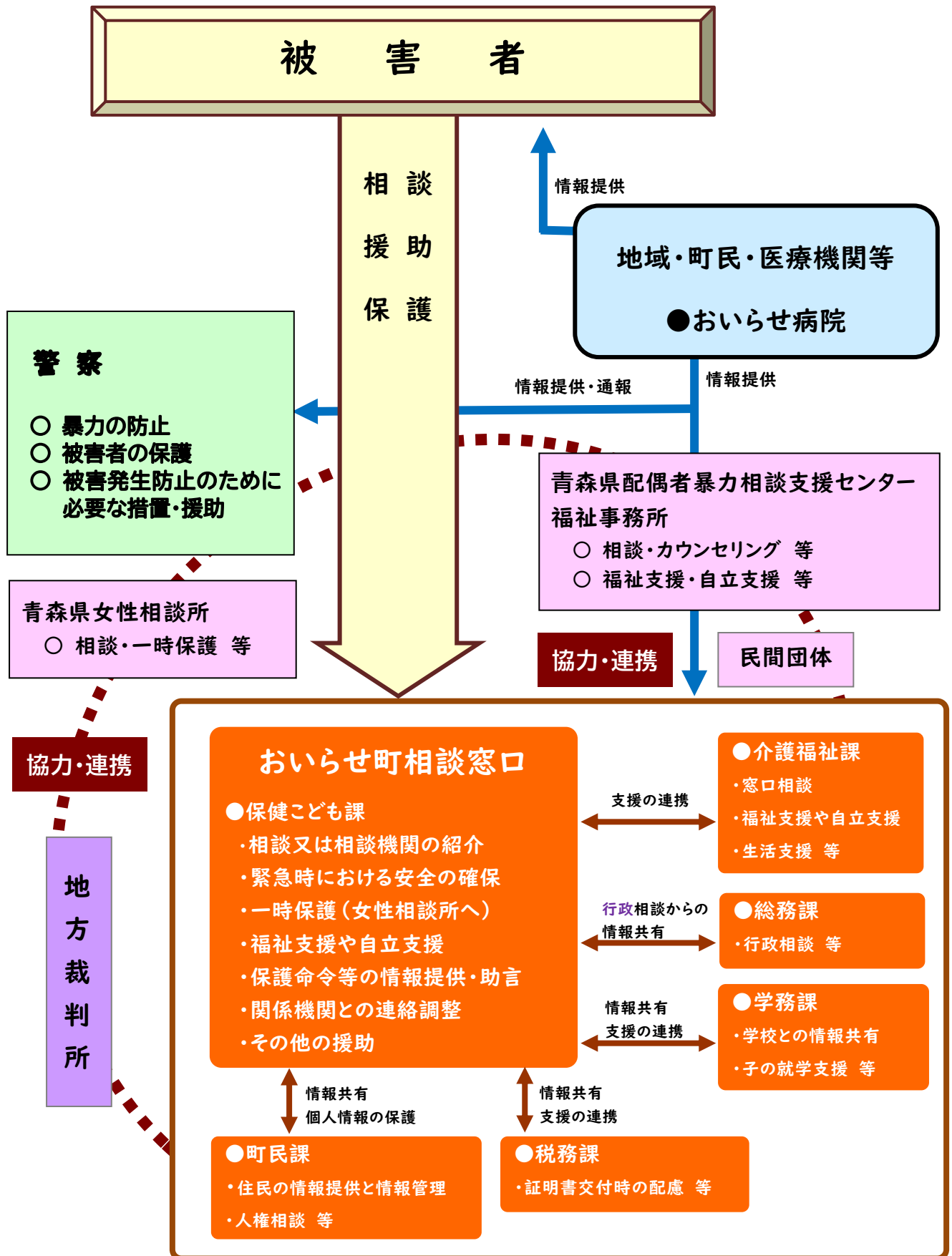
当町の令和5年2月に実施された「おいらせ町男女参画に関する町民アンケート」結果では、DVの相談窓口について知っている町民の割合は86.1%と高い結果となりました。県内には8か所の配偶者暴力相談支援センターがあり、当町の所管は三戸地方福祉事務所になりますが、被害者に最も身近な相談窓口として、庁内にも相談窓口があることを継続的に周知していく必要があります。

また、DV防止の周知、被害者の早期発見、被害者の自立支援等、あらゆる場面で国や県等を含めた関係機関及び民間団体と連携・協力して各施策に取り組むことが有効かつ重要です。

●連携するための町の取組

施策	取組の方向	事業内容	所管
相談窓口の整備	相談窓口を設置し、町民への周知を図ります。	保健こども課が中心となるが、各課連携・協力し、相談窓口を設置	保健こども課 介護福祉課 町民課 総務課
相談体制の充実	相談窓口担当者のほか、関連業務の担当者の資質向上に努めるとともに、二次被害の防止を図ります。	行政相談事業の実施	介護福祉課 町民課 保健こども課
関係機関との協力・連携	国や県、警察等、関係行政機関や地域の民間団体との協力・連携を深め、適切な対応に努めます。	窓口担当職員の研修	保健こども課 介護福祉課
	庁内における連絡体制を整備し、連携強化を図ります。	住民基本台帳情報の管理や窓口対応職員等の知識向上	保健こども課 介護福祉課 町民課

おいらせ町の DV 相談支援の概要



参考資料

- 1 男女共同参画に関する町民アンケート
- 2 おいらせ町男女共同参画プラン策定の経過
- 3 おいらせ町男女共同参画推進会議委員

1 男女共同参画に関する町民アンケート

調査対象	20歳以上の町民の中から2,000人を無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和5年2月
回収状況	回収数：756票 回収率：37.8%

2 おいらせ町男女共同参画プラン策定の経過

時 期	内 容
令和5年7月24日	第1回おいらせ町男女共同参画プラン 庁内検討委員会
令和5年8月17日	第1回おいらせ町男女共同参画推進会議
令和5年9月28日	第2回おいらせ町男女共同参画プラン 庁内検討委員会
令和5年10月24日	第3回おいらせ町男女共同参画プラン 庁内検討委員会
令和5年11月7日	第2回おいらせ町男女共同参画推進会議
令和5年12月5日	第3回おいらせ町男女共同参画推進会議
令和5年12月20日 ～令和6年1月10日	パブリックコメント実施
令和6年1月18日	政策会議審議
令和6年2月21日	議員全員協議会報告
令和6年2月29日	定例庁議決定

3 おいらせ町男女共同参画推進会議委員

任 期：令和5年8月17日～令和7年8月16日（2年間）

No	条例該当区分	所属等	職名等	氏名
1	学識経験者	NPO法人青森県男女共同参画研究所	顧問	【会長】 田中 弘子
2	教育関係者	青森県立百石高等学校	校長	【副会長】 志村 博
3	学識経験者	おいらせ町人権擁護委員会	委員	柏崎 尚生
4	介護・DV関係	おいらせ町社会福祉協議会	事務局長	下田 和樹
5	保育団体関係者	おいらせ町保育会	会長	倉館 広美
6	保護者代表	おいらせ町連合PTA	会長	成田 聖徳
7	地域コミュニティ活動関係者	おいらせ町連合町内会	副会長	藤ヶ森 利昭
8	商工・企業関係者	おいらせ町商工会	女性部副部長	天間 財子
9	農業関係者	十和田おいらせ農業協同組合	ももいし支店長	小向 武仁

第4次おいらせ町男女共同参画プラン
第4次おいらせ町DV（配偶者等からの暴力）
対策基本計画

令和6年（2024年）3月発行

【編集】 おいらせ町役場 政策推進課・保健こども課

【発行】 おいらせ町

〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田 135-2

TEL 0178-56-2111

URL <http://www.town.oirase.aomori.jp>